

点検評価ポートフォリオ

滋賀県立大学

2022 年 5 月

はじめに

日本のほぼ中央に位置する滋賀県は、まわりを伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの山々に囲まれ、日本最大の湖「琵琶湖」を有している。この滋賀県の北東部にキャンパスを置く本学は、公立短期大学として全国最大規模の 10 学科 2 専攻を有した滋賀県立短期大学を前身として、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、1995 年 4 月に開学した。琵琶湖と地域の環境を守り、歴史や文化を育み、環境と調和した産業の発展を願う滋賀県民の期待を背負って、3 学部（環境科学部、工学部、人間文化学部）でスタートした。

1999 年 4 月には各学部を基盤にして大学院博士前期課程（修士課程）を、また、2001 年 4 月には大学院博士後期課程を設置した。さらに、時代の流れに対応して、学部学科の再編や新設を行ってきた。2003 年 4 月に人間看護学部を開設し、2008 年 4 月には工学部に電子システム工学科を、2012 年 4 月には人間文化学部に国際コミュニケーション学科を設置した。2009 年 4 月には工学研究科大学院博士後期課程を再編し、材料科学専攻と機械システム工学専攻を廃止して、先端工学専攻に統合した。その結果、現在の 4 学部 13 学科、4 研究科 9 専攻の構成となつた。

また、大学の組織についても、2006 年 4 月に公立大学法人化を、2021 年 4 月からは教員組織と教育組織の分離（教教分離）を実施するなど、社会環境の変化に柔軟に対応して大学運営にあたっているところである。

本学では、琵琶湖を擁する滋賀の地の利を生かして、次のような学びを展開している。

(1) 一人ひとりの学生や大学院生の顔が見える学び
・少人数（学生数人に対して教員一人）での学び

(2) お互いを高め合う学び

- ・グループワークなど多彩な手法による多角的、多面的な視点の学び
- ・基礎の重視と 1 年次からの専門の学び
- ・学生の自主活動「近江楽座」での地域の人々との学び

(3) 多様な学び

- ・フィールドワーク、実習、実験など、事実とデータに基づく実践的な学び
- ・短期、長期の海外留学で国際感覚を磨く学び
- ・副専攻（近江樂士、近江環人）での地域に関する実践的な学び

これらの学びを通じて、地方独立行政法人法に基づいて設定した中期計画「地域貢献大学のリーディングモデル」および「国際通用性のある知と実践力をそなえた人が育つ大学」の達成を目指して、日々取り組んでいるところである。

さて、本学における大学機関別認証評価は、2010 年度に受審した独立行政法人大学評価・学位授与機構による第 1 回目の評価、2016 年度に受審した公益財團法人大学基準協会による第 2 回目の評価に続き、今回で 3 回目となる。前回（2016 年度）の大学基準協会による認証評価では、本学は同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けている。

ここに示す点検評価ポートフォリオは、新たに一般財團法人大学教育質保証・評価センターが示す 3 つの基準（法令適合性の保証、教育研究の水準の向上、特色ある教育研究の進展）について全学的に自己点検を行い、本学内部質保証推進委員会で取りまとめたものである。今回の自己点検・評価で明らかとなった課題や改善を要する点については、速やかに改善に向けて全学的に取り組むとともに、本学の特色（強み）がより発揮できるよう前進していきたい。

目次

大学の概要

(1) 大学名

公立大学法人滋賀県立大学

(2) 所在地

滋賀県彦根市八坂町 2500

(3) 学部等の構成

学 部：環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部

研究科：環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科、人間看護学研究科

その他の施設：全学共通教育推進機構、学生支援センター、図書情報センター、地域共生センター、環境管理センター、産学連携センター、地域ひと・モノ・未来情報研究センター

(4) 学生数及び教職員数（2022年5月1日現在）

学生：学部 2,580 名、大学院 295 名

教員：202 名、助手：2 名

職員：65 名

(5) 理念と特徴

本学は、学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的とする。

また、開かれた大学として、県民の知的欲求に応える生涯学習の機会の提供や地域環境の保全、学術文化の振興、産業の発展など、滋賀県の持続的発展の原動力として大きく寄与することを使命とする。

このため、本学は次の視点を基本とした教育研究を行う。

1) 高度化、総合化をめざす教育研究

技術の先端化や学術研究の進展に対応した高度で先進的な教育研究を行うとともに、関連する学術研究分野間の有機的連携をはかり、自然科学と人文社会科学を包括した総合的、学際的な教育研究を行う。

2) 柔軟で多様性に富む教育研究

社会の変化に対応しうる柔軟な教育課程と教育研究組織を編成するとともに、基礎学力に加えて応用能力や豊かな人間性を身につけた人材の養成をめざし、学生と教員の人間的な触れ合いを重視した教育を行う。

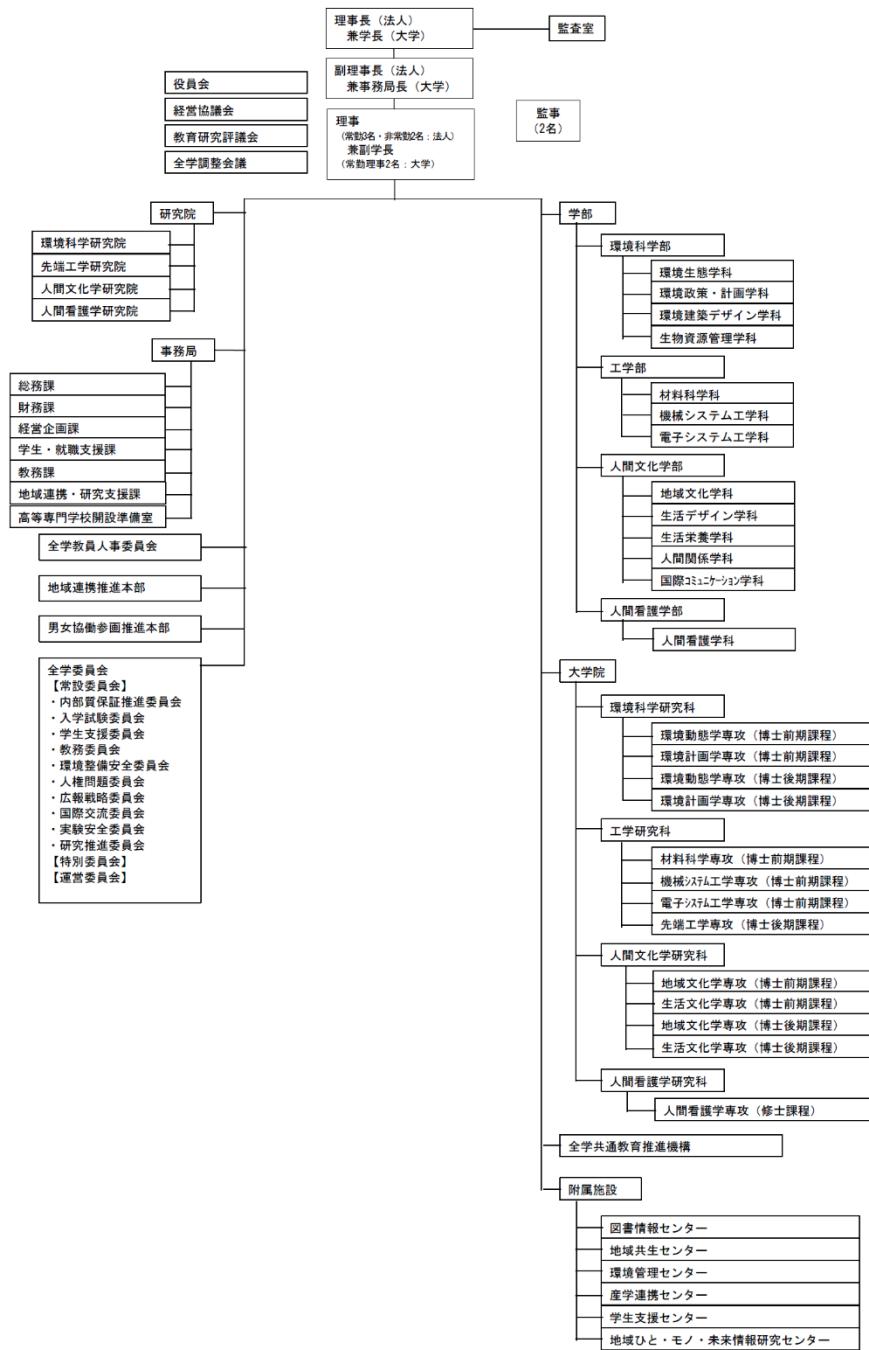
3) 地域社会への貢献

地域の新しい生活文化の創造や産業界の要請に即した実践的な教育研究を行うとともに、施設設備の開放、産学協同の研究推進のほか、公開講座等の開設、リカレント教育などの学習機会の拡充に積極的に取り組む。

4) 国際社会への貢献

本学の教育研究においては、視野を世界におき、研究成果の情報発信や外国の大学等との学術交流を積極的に進める。また、外国人留学生の受け入れ、留学制度の充実など日常的な国際交流を重視し、国際的視野や感覚を培うことのできる教育研究を行う。

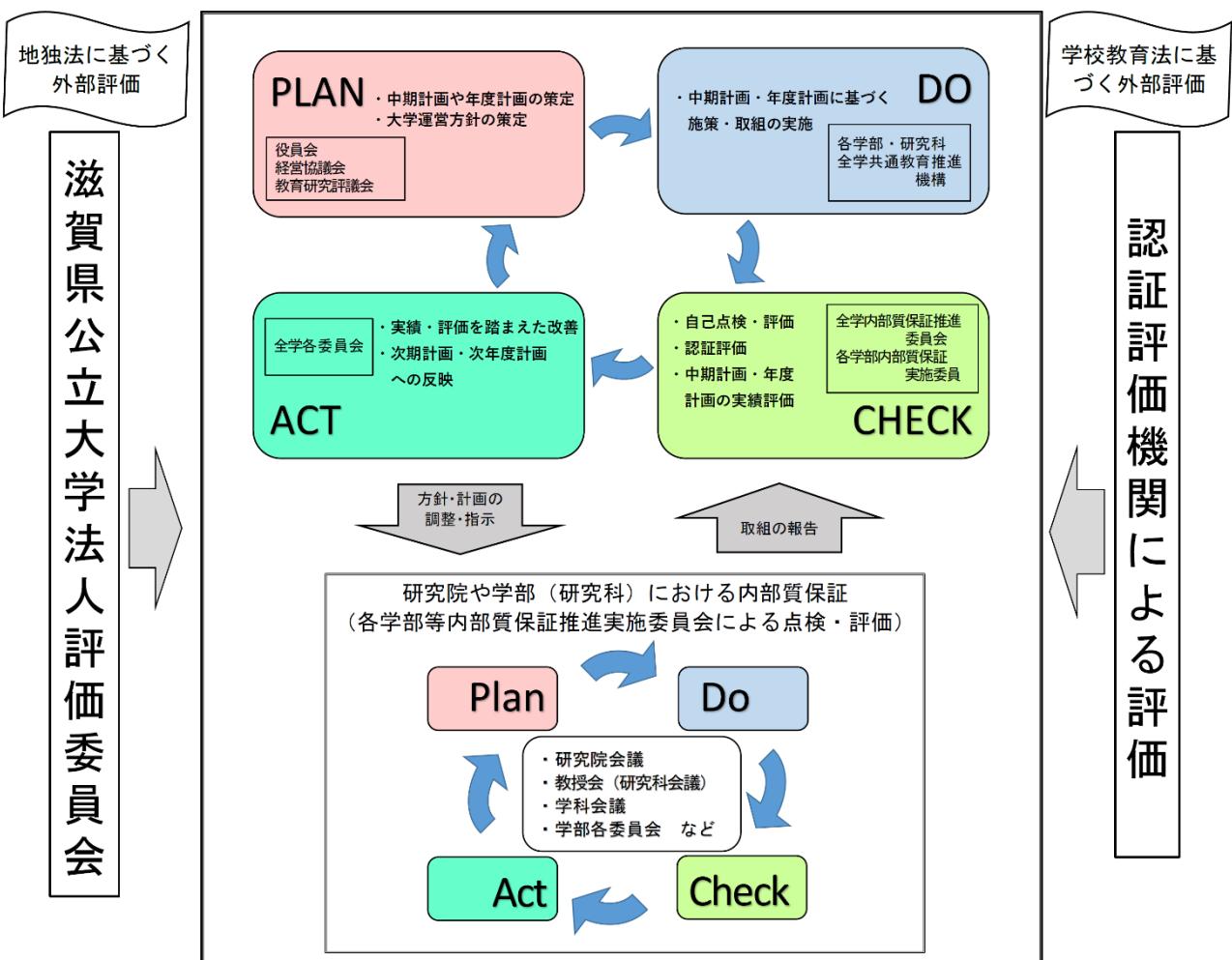
(6) 大学組織図



滋賀県立大学は、環境科学部、工学部、人間文化学部および人間看護学部の4学部13学科で構成されている。また、大学院は環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科および人間看護学研究科の4研究科9専攻で構成されている。

2021年4月1日から、より柔軟に対応できる組織への転換による教育研究のさらなる質向上を図るために、教員組織と教育組織の分離（教教分離）を実施し、教員は4研究院（環境科学研究院、先端工学研究院、人間文化学研究院、人間看護学研究院）のいずれかに所属することとした。

(7) 内部質保証体制図



本学では、教育・研究等の質保証・向上のため、自己点検・評価の責任組織として、研究評価担当理事を委員長とし、各研究院長や各学部長等で構成する内部質保証推進委員会を設置している。当該委員会は、設立団体である滋賀県が示す中期目標に基づき、教育・研究のほか地域貢献や大学経営に関する中期計画や年度計画等を策定するとともに、これに基づき各部局等で行われる取組の点検・評価を行っている。教育・研究活動の基礎となる研究院や学部（研究科）等においても、学部ごとに設置した各学部等内部質保証推進実施委員会を設置し、学部等で設置した委員会や学科会議、教授会（研究科会議）等を通じて行われる教育・研究活動について点検・評価を行うことで内部質保証体制を構築している。

外部評価については、滋賀県が設置する滋賀県公立大学法人評価委員会において、事業年度における業務実績等、本学の活動について評価を受けるほか、学校教育法に定める認証評価を受審している。

教学に関する内部質保証については、2020年1月に文部科学省が「教学マネジメント指針」を公表したことを契機に、本学における教学マネジメントシステムの構築に向けて取り組んでおり、さらなる内部質保証体制の強化に努めていきたい。

大学の目的

(1) 学則

- ・公立大学法人滋賀県立大学学則

第1節 目的

第1条 滋賀県立大学（以下「本学」という。）は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸を教授研究し、新しい時代を切り拓く広い視野、豊かな創造力ならびに先進的な知識および技術を有する有為の人材を養成するとともに、開かれた大学として、学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与することを目的とする。

- ・公立大学法人滋賀県立大学大学院学則

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、滋賀県における学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成することを目的として、1995年に開学した。

2) 学部の組織

本学では、開学以来、「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーとしている。その体現化のために、地域の環境保全、産業振興、文化振興、健康促進を重要な柱と考え、学則第3条において、環境科学部、工学部、人間文化学部、人間看護学部の4学部の設置を定めている。

また、同条において、環境科学部に環境生態学科、環境政策・計画学科、環境建築デザイン学科、生物資源管理学科の4学科、工学部に材料学科、機械システム工学科、電子システム工学科の3学科、人間文化学部に地域文化学科、生活デザイン学科、生活栄養学科、人間関係学科、国際コミュニケーション学科の5学科、人間看護学部に人間看護学科の1学科の設置を定めている。

学部・学科の教育研究上の目的及び人材養成に関する目的については、履修規程や各学部のHPなどにおいて、公表している。

3) 名称

大学の名称は、定款第1条に定める本学の目的「滋賀県における学術の中心として有為の人材を養成すること」にふさわしい名称としている。各学部の名称も、定款第1条に定める「学術文化の振興、環境の保全、産業の進展および人間の健康に寄与すること」という目的にふさわしい名称としている。

4) 収容定員

収容定員は学則第3条において、学科ごとに定めている。入学者数については、欠員や過度の超過が生じないように入試委員会と学部教授会で厳正に審査し、決定している。現在、実入学者数が入学定員を大幅に超える又は下回る状況はない。

表1 各学科の入学定員と収容定員、入学者数(2022年度)と学生数(2022年5月1日時点)

学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
環境科学部	環境生態学科	30名	30名	120名	126名
	環境政策・計画学科	40名	40名	160名	176名
	環境建築デザイン学科	50名	52名	200名	214名
	生物資源管理学科	60名	64名	240名	247名
工学部	材料科学学科	50名	55名	200名	224名
	機械システム工学科	50名	53名	200名	215名
	電子システム工学科	50名	48名	200名	215名
人間文化学部	地域文化学科	60名	60名	240名	261名
	生活デザイン学科	30名	34名	120名	134名
	生活栄養学科	30名	31名	120名	128名
	人間関係学科	30名	31名	120名	134名
	国際コミュニケーション学科	50名	49名	200名	210名
人間看護学部	人間看護学科	70名	70名	300名	296名
	(3年次編入学)	10名	8名		

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	<p>第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	滋賀県立大学学則 第1条（目的）
	学校教育法	
②	<p>第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	(同上)
	大学設置基準	
③	<p>第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	滋賀県立大学学部規程
④	<p>第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適當な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適當であると認められるものとする。</p>	滋賀県立大学学則 第3条(学部、学科および定員)
⑤	<p>第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。</p>	
⑥	<p>第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。</p>	—
⑦	<p>第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること </p>	滋賀県立大学学則 第3条(学部、学科および定員)
⑧	<p>第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適當であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	滋賀県立大学定款 第1条（目的）、第2条（名称）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的として、1999年に大学院博士前期課程を、2001年に博士後期課程を開設した。教育研究上の基本組織として、学部の構成と同様、環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科、人間看護学研究科の4研究科を擁している。

2) 大学院の組織

本学大学院は、大学院学則第4条および第5条において、3つの博士課程(環境科学研究科、工学研究科、人間文化学研究科)と修士課程(人間看護学研究科)の設置を定めている。環境科学研究科には、博士課程として環境動態学専攻と環境計画学専攻の2専攻を、工学研究科には博士前期課程として、材料工学専攻、機械システム工学専攻、電子システム工学専攻の3専攻および博士後期課程として先端工学専攻を、人間文化学研究科には博士課程として地域文化学専攻と地域文化学専攻の2専攻を、人間看護学研究科には修士課程として人間看護学専攻を置き、高度な専門性を有する人材の育成に努めている。

また、大学院研究科規程第2条に、人材の養成に関する目的、およびその他の教育研究上の目的を定めている。

3) 収容定員

博士前期課程(修士課程)においては、工学研究科等理系分野では概ね定員を満たしているが、文系分野(人間文化学研究科地域文化学専攻等)は定員の確保に苦慮している。このため、大学院入試を秋と冬にそれぞれ実施するなど、定員確保に努めている。

博士後期課程においては、母数となる入学定員が少なく、入学者1名の増減でも充足率が大きく変動するため、定常的な定員の確保に向けて取り組んでいく。

4) 名称

本学大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とし、研究科ごとに人材の養成に関する目的、およびその他の教育研究上の目的を大学院研究科規程に定めている。研究科の名称は、これらの目的に照らして適切に定められている。

表2 各専攻の入学定員と収容定員、入学者数(2022年度)と学生数(2022年5月1日時点)

研究科	専攻	課程	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
環境科学研究科	環境動態学専攻	博士前期課程	18名	15名	36名	31名
		博士後期課程	3名	3名	9名	14名
	環境計画学専攻	博士前期課程	18名	28名	36名	57名
		博士後期課程	2名	3名	6名	7名
		博士前期課程	18名	18名	36名	37名
工学研究科	材料科学専攻	博士前期課程	18名	22名	36名	39名
		博士後期課程	3名	1名	9名	5名
	電子システム工学専攻	博士前期課程	18名	22名	36名	44名
		博士後期課程	3名	1名	9名	5名
人間文化学研究科	地域文化学専攻	博士前期課程	9名	3名	18名	7名
		博士後期課程	3名	0名	9名	6名
	生活文化学専攻	博士前期課程	7名	11名	14名	17名
		博士後期課程	2名	1名	6名	7名
人間看護学研究科	人間看護学専攻	修士課程	8名	11名	16名	24名

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	人間文化学研究科地域文化学専攻の定員充足率の改善を図る必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	滋賀県立大学大学院学則 第2条（目的）
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	滋賀県立大学大学院研究科規程
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	滋賀県立大学大学院学則 第4条（課程）
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができます。</p>	滋賀県立大学大学院学則 第4条（目的）、 第11条（標準修業年限）
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとすることができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとすることができます。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることはできる。</p>	(同上)
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適當な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	滋賀県立大学大学院学則 第5条（研究科、専攻、課程および定員）
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適當と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適當と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	(同上)
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	(同上)
⑨	<p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適當であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	滋賀県立大学大学院学則 第5条（研究科、専攻、課程および定員） 滋賀県立大学大学院研究科規程

□ 教員組織に関するここと（①大学）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 教員組織

開学以来、教員は学部(学科)等または大学附属施設に所属して、教育研究業務を担ってきた。しかし、開学から四半世紀が経過し、社会から大学に求められる役割を考える節目にあること、18歳人口の減少に伴い教育研究体制について見直す必要があること、本学が更なる教育研究の質の向上を目指すには、これまでの枠組みにとらわれずに、より柔軟に対応できる組織的な見直しと適正化が必要であることなどから、2021年4月1日から教育組織と教員組織を分離することとした。分離にあたっては、理事長直属の教教分離推進チーム会議を立ち上げて審議を重ねるとともに、全学調整会議や教授会を通じて、丁寧に説明を行い、広く学内のコンセンサスを得た。

この教教分離により、教員は環境科学研究院、先端工学研究院、人間文化学研究院および人間看護学研究院の4つの研究院のいずれかに所属したうえで、学部・附属施設などの教育研究組織に専任配置することとなった。また、各研究院には、学部長職とは別に研究院長職を置くとともに、当該研究院の教授により組織する研究院会議を設置することとした。この制度改革によって、教員が学位プログラムの垣根を越えて活発に交流し、横断的学際的研究の活性化や組織再編につながる契機となることを期待している。

2) 教授会

学校教育法第93条に規定する教授会を各学部に設置している。また、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」として次の3項目を定めている。

- (1) 教育課程(全学共通教育に係るもの)に関する事項
- (2) 学生の厚生補導に関する事項
- (3) 学生の退学、転学、留学、休学その他学生の身分に関する事項

教授会は、教授会規程に基づき原則毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催し、審議を行っている。上記3項目に関する事項については各教授会で審議した後、学長が決定している。

3) 研究院会議

研究院は下記の業務を所管することとし、理事長が下記に掲げる事項を決定するに当たり、審議し、意見を述べることとしている。

(1) 教員人事に関するここと

(2) 教育・研究に係る企画・立案に関するここと

研究院会議は、研究院会議規程に基づき運用されており、必要に応じ開催している。

4) 教員の選考

教教分離後の教員人事は「教教分離後の教員人事に係るフロー図」に基づき運用している。学部長等から教員人事の着手が要請されると、全学教員人事委員会でその要否が審議され、必要と認められた場合には、各研究院で教員候補者選考の手続きがとられる。各研究院から推薦された候補者の適否は、再び全学教員人事委員会での審議を経て、理事長が決定する仕組みをとっている。このように、全学で統一された教員人事が行われている。教員の資格は大学設置基準の規定にならない、教員選考規程に定義し、適正な運用を行っている。

教員204名の年齢構成については、30歳代が約19%、40歳代が約30%、50歳代が約33%、60歳代が約18%となっており、各世代バランスよく構成されている。

5) 授業科目の担当

本学の教育課程は、各学部および学科において専門知識を身につけるための「専門科目」と、全ての学生にとって必要とされる幅広い視野を養うための「全学共通科目」で構成されている。

専門科目においては、全科目の約85%、主要授業科目(必修科目)の約93%を専任教員が担当することにより、教育上主要と認める授業科目に必要な教員を適切に配置している。

全学共通科目(外国語、情報処理、保健体育、人間学、地域基礎科目等)については、全学共通教育推進機構を設置し、多岐にわたる領域を全学的な立場から企画・運営している。本学の全ての教員は全学共通教育推進機構に設けられた8つの部会のいずれかに所属し、全学共通科目の授業科目を担当しているが、非常勤講師が担当している授業も多いのが現状である。

6) 専任教員数

前述のとおり、2021年4月から教教分離を実施しており、全ての教員は4つの研究院のいずれかに所属した上で、学部や大学院または附属施設等の教育組織のいずれか一つに専任教員として配置され、教育等に従事している。配置に当たっては、カリキュラム編成上必要な職階等を考慮して行っており、大学設置基準に照らして必要な教員数を確保している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教教分離の実施に伴い、新たに全学教員人事委員会を設置し、全学で統一した教員人事を実施している。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	滋賀県立大学学則 第20条（教授会） 滋賀県立大学教授会規程 「学長が教授会に意見を求める教育研究に関する重要な審議事項について」
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	滋賀県立大学学則 第9条（教授、准教授等） 「滋賀県立大学における教育組織と教員組織の分離（教教分離）について」 滋賀県立大学研究院会議規程 「滋賀県立大学研究院規則」 滋賀県立大学組織規程 滋賀県立大学教員選考規程 滋賀県立大学全学教員人事委員会規程 「教教分離後の教員人事に係るフロー図」
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	履修の手引 滋賀県立大学ウェブサイト シラバス（県大ポータル USPo） 全学共通教育 滋賀県立大学全学共通教育推進機構規程
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	滋賀県立大学学則 第9条（教授、准教授等） 「滋賀県立大学研究院規則」
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	認証評価共通基礎データ

□ 教員組織に関するここと（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 大学院組織

本学大学院は独立研究科を持たず、全て学部に基礎を置く大学院で、次の4つの研究科を設置している。

環境科学研究科	工学研究科
人間文化学研究科	人間看護学研究科

各研究科に置く専攻および課程については、大学院学則第5条第2項に規定があり、人間看護学研究科は修士課程、他の研究科は博士課程を置き、博士課程は設置する専攻毎に博士前期課程、博士後期課程を区分しているが、工学研究科先端工学専攻は、博士後期課程のみの専攻である。

各専攻に置く研究部門は、次のとおり組織規程に規定されている。

環境科学研究科	
環境動態学専攻	生物圏環境研究部門
	生態系保全研究部門
	生物生産研究部門
環境計画学専攻	
	環境意匠研究部門
	地域環境経営研究部門
工学研究科	
材料科学専攻	無機材料部門
	有機材料部門
機械システム工学専攻	機械システム工学部門
電子システム工学専攻	電子工学部門
	電子応用部門
	情報部門
先端工学専攻	—
人間文化学研究科	
地域文化学専攻	日本・歴史文化論部門
	日本・現代地域論部門
	国際文化論部門
生活文化学専攻	生活デザイン部門
	健康栄養部門
	人間関係部門
人間看護学研究科	
*2020年度から、助産学部門を大学院化し、高度実践看護学部門を2分野（慢性疾患看護学と在宅看護学）に増設した。	基盤看護学部門
	生涯健康看護学部門
	高度実践看護学部門*
	助産学部門*

2) 研究科長・研究科会議

大学院研究科長は、大学院学則第7条に基づき、基礎となる学部の長をもつて充てられている。また、学部の教授会に相当するものとして研究科会議が置かれている。研究科会議の構成員は教教分離に伴い、当該研究科を担当する教授（大学院学則第10条第2項）としている。

研究科会議の審議事項は、大学院学則第10条第4項に規定され、大学院研究科会議規程により運営されており、基礎となる学部の教授会に統一して開催されるのが通例である。研究科会議での審議結果は事務局に報告され、大学院学則に基づき学長が決定する。

3) 大学院担当教員

本学大学院は、大学院専任の教員はおらず、基礎となる学部に専任配置されている教員が担当（大学院学則第6条第2項前段）、または専任配置される学部を基礎としない研究科を兼務（同条同項後段）している。

また、学部以外の大学附属施設等に専任配置されている教員は1の研究科を担当（大学院学則第6条第3項前段）または他の研究科を兼務（同条同項後段）している。

これらの規定は、教教分離に伴い教員の所属がいずれかの研究院とされたことから、学則、大学院学則を併せて見直したもので、大学院の教員配置については、大学院設置基準第8条第3項に基づくものである。

大学院研究科専攻ごとの教員配置は、全ての研究科専攻において大学院設置基準を満たしている。

4) 大学院教員審査

大学院を担当する教員の資格審査については、学部に基礎を置く大学院であることや、学部教授会と研究科会議がほぼ一体であったこともあり、教教分離以前は研究科毎に独自に運用され、全学的に統一された基準はなかった。

教教分離により、研究科の枠を越えて教員が大学院生の指導にあたることが可能となり、より柔軟な教員組織が編成できるようになった。一方で、大学院担当教員の審査をより適正に実施するために統一的な基準が必要になった。そこで、全学教員人事委員会において新たに「大学院博士課程研究指導資格に関する申し合わせ」を定め、運用している。

自己評価結果	大学院設置基準に照らして適正な教員配置となっている。
優れた点	教教分離に伴い、全学共通の「大学院博士課程研究指導資格に関する申し合わせ」を定めた。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教員組織）</p> <p>大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。</p> <p>4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>滋賀県立大学大学院学則 第6条（職員）、第7条（研究科長）、第10条（研究科会議）</p> <p>滋賀県立大学組織規程 滋賀県立大学大学院研究科会議規程</p>
②	<p>第九条（教員組織）</p> <p>大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<p>滋賀県立大学組織規程 認証評価共通基礎データ 「大学院博士課程研究指導資格に関する申し合わせ」</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織）</p> <p>研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	-

ハ 教育課程に関するここと(①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本学では、アドミッション・ポリシー(AP)に沿って、必要な基礎学力を基盤として、多様で意欲的な学生を受け入れるために、次の入学者選抜試験および3年次編入学試験を実施している。
①一般選抜・前期日程入試 292名、②一般選抜・後期日程 175名、③特別選抜(学校推薦型選抜 A、B、C)133名、④特別選抜(帰国子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜)若干名、⑤3年次編入学試験 10名

入学者選抜試験の日程や実施体制、実施方法等の事項は、入試委員会の審議や各学部教授会の合議のもと、学長により決定され、適正・確実に遂行されている。入学者選抜試験に関わる教職員に対して、事前説明会を実施し、公平・公正に実施されるよう留意している。また、障がい学生等特別な配慮が必要な受験者に対しては、事前相談を受けるとともに、本人による配慮申請書にもとづき、入試委員会での審議により、別室受験や試験時間の延長、座席指定、拡大鏡や補聴器の使用、付き添い者の待機など、合理的な配慮を行っている。

合否判定については、入試委員会委員による採点・点検の後、各学部教授会の合議、入試委員会の審議を経て、学長により決定される。このように複数の点検・確認の段階を経ることによって厳格性を担保している。また、入試終了後には、関係教職員に対して反省点を含む意見を求め、以後の入学者選抜試験の実施に向け、改善を図っている。

2) 教育課程の編成・授業等

本学では、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針 CP)を定め、「未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材の養成」を教育課程の目的に掲げている。この CP に基づき、授業科目数、単位数、必修・選択の区別、配当年次、および卒業単位等を決定している。この教育課程は、学部教授会、教務委員会の審議、および教育研究評議会の承認を経て、過不足なく適正に編成されるよう点検、確認を行っている。

編成にあたっては、カリキュラムを可視化した「カリキュラムマップ」、カリキュラムの体系性・系統性を担保するため「ナンバリング」を導入し、「カリキュラムツリー」により可視化を図るとともに、学生の適切な履修を推進している。また、授業は1単位45時間の構成とすることを学則に定め、全授業科目についてウェブシラバスを作成することとした。2022年度には、単位の実質化のために新たなシラバス様式を導入した。導入にあたって、

教務委員会で内容を審議し、「シラバス作成の手引き」を作成した。この新しいシラバスには、授業外学修時間を勘案して予習・復習の具体的な指示を記載するようにした。すなわち、授業外学修を前提とした授業設計を教員に求め、学生の授業外学修を促進することによって単位の実質化を図っている。授業は、学年暦に基づき、前後期ともに 15 週にわたって実施し、1 週の定期試験期間を確保している。またこれに加えて、集中講義を実施している。学生に対しては、入学時のオリエンテーションや前後期の授業ガイダンスで、大学の単位制度やシラバスについて、説明を行っている。

また、CAP 制を導入し、1 年間に登録できる単位数の上限を 49 単位に定めている。授業科目の精選によって、より深い学習を促すことを目的としている。なお、成績優秀者には、上限を超えた履修登録を認め、学修意欲の向上を図っている。

3) 成績評価基準・卒業認定要件

成績評価基準はディプロマ・ポリシー(学位授与方針 DP)に基づいて学則及び履修規程に定められており、シラバスに記載された評価項目により総合的に成績判定することとしている。この成績評価に関する情報はガイダンスや履修の手引、シラバス等を通じて学生に周知している。成績評価にあたっては、ループリックの導入を推進し、成績評価の客観性と透明性の維持に努めている。また、成績評価の厳格性を担保するため、成績疑義申立・開示制度を設け、履修の手引で周知し、成績評価へのチェックが働くしくみとしている。成績評価のためには、科目別の 5 段階評価に加え、GPA による評価を導入している。GPA は成績優秀学生の表彰や、成績不振学生のスクリーニングと早期学習指導等に活用されている。

卒業認定基準は、卒業認定要件を学則や履修規則等で定め、履修の手引やガイダンスを通じて学生に周知している。DP と CP に基づいて編成された授業科目を履修し、卒業認定要件を満たす学生については、各学部学科の卒業判定会議(教授会)の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。

近年では、教育目的を達成するための管理運営、いわゆる「教学マネジメント」の重要性が謳われているところであり、本学においても教育課程等を点検する教学マネジメント推進の方について検討を始めたところである。2021 年度に役員や学部長を対象とする研修会を実施した。学修者本位の教育の実現に向けて、検討を進めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	授業外学修時間の明示や予習・復習の具体的な記載をしたシラバスを導入し、単位の実質化を推進している。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	滋賀県立大学学則 第27条（入学資格）、第29条（入学者の選考） 滋賀県立大学入学試験委員会規程 滋賀県立大学ウェブサイト 3つの方針（入学者受入・教育課程・学位授与） 入学者選抜要項
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	滋賀県立大学学則 第36条（教育課程） 滋賀県立大学ウェブサイト 3つの方針（入学者受入・教育課程・学位授与） 滋賀県立大学学位規程 履修の手引
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	滋賀県立大学学則 第38条（授業科目） 滋賀県立大学履修規程 第4条（授業科目等）、別表
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	滋賀県立大学学則 第40条（単位の計算方法） 第41条（単位の授与） 第6節（学年、学期および休業日） 学年曆
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	(同上)
⑥	<p>第二十三条（各授業科目的授業時間） 各授業科目的授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	(同上)
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	滋賀県立大学学則 第39条（授業方法）
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第百四十七条を参照すること</p>	滋賀県立大学学則 第42条（成績の評価） 第54条（卒業の要件） 滋賀県立大学履修規程 第6条（成績評価） 滋賀県立大学ウェブサイト シラバス（県大ポータル USPo） 「成績評価の根拠等についての開示にかかる取り扱いについて」
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	滋賀県立大学学則 第41条（単位の授与）
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわかつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	滋賀県立大学履修規程 第2条の2（履修登録科目の上限）

ハ 教育課程に関するここと（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本学では、博士前期課程(修士課程)として4研究科8専攻を、博士後期課程として3研究科5専攻を設置している。各研究科会議において、アドミッション・ポリシー(AP)を定め、専門分野の知識、専門領域に関連する洞察力、研究の方向性および研究遂行能力を測るために、専門科目や英語の学力検査、面接などの方法で、一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜、推薦入学特別選抜などにより選抜を行っている。

入学者選抜試験の日程や実施体制、実施方法等の事項は、各研究科会議で審議を行い、学長の決定により適正に遂行されている。入学者選抜試験の運営は、各研究科・専攻の教職員が担っている。採点・合否判定については、各研究科・専攻の複数の担当教員が確認し、各研究科会議で審議し、学長が決定することで、公正・厳格に実施されている。心身に障がいがあるなど特別な配慮が必要な学生については、事前に相談をうけ、合理的な配慮を行っている。

2) 教育課程の編成・授業等

本学大学院課程では、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針 CP)を定め、教育課程の目的を「高度な研究能力と専門知識を持つ人材の養成をめざすとともに、社会人の再教育機関として、独創性、広い視野をあわせもつ次世代の研究者の養成」としている。この CP に基づき、授業科目数、単位数、必修・選択の区別、配当年次、および卒業単位等を決定している。この教育課程は、各研究科・専攻教授会、教務委員会の審議および、教育研究評議会の承認を経て、過不足なく適正に編成されるよう点検、確認をしている。

履修にあたっては、博士前期課程(修士課程)で、履修モデルやカリキュラムマップを定め、学生の適切な履修を推進している。

また、広い視野を持った研究者や高度専門職業人を養成する大学院教育の充実を図るために、博士前期課程(修士課程)に、研究科や専攻の枠を超えた共通科目として「全研究科横断推薦科目」を設け、履修を推奨している。さらに、学際的・総合的な知識と実践力を修得するための教育システムとして、全研究科共通の副専攻である近江環人地域再生学座を設置している。学座では、地域資源を活用した地域課題の解決にあ

たるとともに、地域イノベーションを興し、新しい地域社会を切り拓くイノベーターやコーディネーターを養成することを目的とし、所定の単位を取得し、検定試験に合格した者に「近江環人(コミュニティ・アーキテクト)」の称号を付与している。

研究にあたって、学生は、大学院入学時に選択した研究領域の教員の中から指導教員を選び、相談の上、研究テーマを決定している。研究の推進に必要な幅広い学問的基盤を構築するため、指導教員と指導補助教員は、研究の指導ばかりではなく、講義科目の履修についても助言を行っている。

研究指導については、指導教員が研究の進め方等について助言・指導を行うとともに、定期的に発表や報告の機会を設けて研究の進捗状況を把握し、研究成果や研究計画の確認・修正・調整などの必要な措置をとり、研究や実験が計画的に進行するよう指導を行っている。

3) 成績評価基準・卒業認定要件

各研究科・専攻でディプロマ・ポリシー(学位授与方針 DP)と博士前期課程(修士課程)の修了要件を定めている。この DP に沿って、大学院の成績評価基準を「優、良、可、不可」の 4 段階とすることを学則及び履修規程に定めている。各科目の成績評価・単位付与は、担当教員がシラバスに記載した到達目標、評価項目により判定している。学生には、オリエンテーションや履修の手引、シラバス等を通じて、成績評価基準や単位付与について周知している。また、成績評価の厳格性を担保するため、成績評価のチェック機構として成績疑義申立・開示制度を設け、履修の手引で周知している。

修了要件は、学則に定めており、履修の手引やオリエンテーションで周知している。学位論文の審査は、学位規程に基づき、各研究科会議に設置する審査委員会が行う。口頭試問による最終試験で慎重な判定を行うとともに、判定結果を研究科会議に報告する。学位は、学則に定められた修了要件を満たし、DP に適合すると認定された学生に対して、研究科会議の審議を経て、学長が授与する。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	全研究科横断推薦科目および全研究科共通の副専攻を設置し、専門分野だけでなく、幅広い視野や学際的・総合的な知識・実践力をもった学生の養成を行う教育課程を設置している。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	滋賀県立大学大学院学則 第14条（入学資格） 滋賀県立大学ウェブサイト 3つの方針（入学者受入・教育課程・学位授与） 大学院入試案内
②	第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	滋賀県立大学大学院学則 第19条（教育の方法） 第19条の4（授業科目） 滋賀県立大学ウェブサイト 3つの方針（入学者受入・教育課程・学位授与） 滋賀県立大学学位規程 滋賀県立大学近江環人地域再生学座運営規程 履修の手引
③	第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。	同上
④	第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	滋賀県立大学大学院学則 第20条（他研究科および他大学院における授業科目の履修等） 第21条（他大学院等における研究指導） 滋賀県立大学大学院履修規程 第4条（授業科目等）、別表 滋賀県立大学ウェブサイト 履修の手引
⑤	第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあたつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること	滋賀県立大学大学院学則 第23条（修士課程および博士前期課程の修了） 第24条（博士後期課程の修了） 滋賀県立大学大学院履修規程 第5条（学部等の授業科目の履修） 第8条（成績評価） 滋賀県立大学ウェブサイト 履修の手引
⑥	第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。	滋賀県立大学大学院学則 第27条（本学学則の準用） 滋賀県立大学大学院履修規程 第4条（授業科目等） 滋賀県立大学大学院長期履修規程

二 施設及び設備に関するこ

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地・校舎について

本学は旧滋賀県立短期大学から4年制大学への移行に伴い、全学生が一つのキャンパスで学ぶことを前提に、琵琶湖のほとりに新たに整備用地を確保し、1995年に開学した。

「環濠集落」をコンセプトに、構想段階からマスター・アーキテクト方式を導入した。全体構想を司るマスター・アーキテクトのもと、詳細設計を担うブロック・アーキテクトの個性を活かしたキャンパスは、校地面積320,814m²、校舎面積80,230m²を有し、同一敷地内に共通講義棟、4学部棟を含めすべての施設が一体となり田園地帯に馴染む緑豊かなキャンパスを形作っている。

門扉や堀のない校地の中心には湖水を利用した環濠（水堀）を配し、学生・教職員のみならず地域住民の憩いの場として親しまれている（環濠は非常用水としての役割も担い、万一の災害時に備えている）。一方で、安全な教育環境を提供するため、敷地内警備および建物監視は24時間体制でを行い、学舎への出入りは学生証および職員証の認証機能による入退室管理システムを導入し、昼夜を問わず厳しく管理されている。

2) 施設・設備等について

キャンパスは共通講義棟、図書情報センター、交流センター、各学部棟、その他附属施設および体育施設で構成されている。

共通講義棟は、計45室の大小講義室と物理・生物・化学の基礎実験室各1室に、有線・無線LANのほか、収容定員の大きな講義室にはプロジェクターやマイク等の映像・音響設備を備える。

また、図書情報センターには閲覧スペース（席数277席、個人閲覧室10室、等）に加え、情報処理演習室3室、LL教室2室、CAI教室があり、インターネットに接続している情報端末336台が授業時間以外に自由に利用できる環境を提供しており、教育・研究に不可欠な図書・学術雑誌等の資料の収集や最新の学術情報の提供を行う「図書部門」と、情報教育や学内LANおよびインターネットによる国内外の大学・研究機関等とを結ぶネットワークシステムを管理する「情報部門」とを統合し、機能的な学びの場を提供している。図書部門では、図書約41万冊、雑誌2千冊を所

蔵するとともに、国立情報学研究所(NII)が運用するNACSIS-CATおよびILLシステムを利用して図書館間で図書や雑誌論文の相互貸借と相互文献複写を行い、教育・研究活動に供している。2020年度からは、大学で契約している電子ジャーナル、電子書籍、データベースを大学以外の場所から利用できるリモートアクセスサービスを開始し、利便性の向上を図っている。

講堂施設としての交流センターは、内部にホール（収容定員612人）、多目的展示スペース ホワイエ、研修室6室を備え、その他の付属施設（地域共生センター、環境管理センター、产学連携センター、学生支援センター、地域ひと・モノ・未来情報研究センター）と併せて学生の学びを深める場として、また地域のリカレント教育の拠点としての役割を果たしている。

体育施設は、体育館（アリーナ、柔剣道場、体力測定室、ジムスペース）、陸上競技場、野球場、テニスコートを備え、体育の授業および部活動に利用されており、その他の時間帯は地域に開放している。

3) 設備更新について

開学から27年が経過し、大規模修繕や設備更新の時期を迎えており、本学では学舎長期保全計画を策定し、2019年度以降計画的に施設の修繕と更新に取り組んでいる。

2019年度からは5年計画として、空調設備の大規模更新を実施しており、利便性を向上しつつ従来に比してエネルギー使用量の削減を見込んでいる。

2020年度には実験排水および生活排水の処理機能と監視体制の強化を図るために、環境管理センターの設備更新を行い、水処理設備を最新の機器に更新するとともに、万一にも実験排水に含まれる重金属類を下水放流することがないよう、センター内に水質分析機器を配し、常時排水のモニタリングを実施している。

2021年度からは特に学生からの要望の多かったトイレ設備の非接触化・自動化を進めるとともに、LGBT等性的マイノリティの学生が悩まずに使用できる空間を目指し、利用する誰もが使いやすく、安心で衛生的なトイレとなるよう計画を進めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	自然豊かな周辺環境との調和を図った学舎デザイン（公共建築100選受賞）など、風致景観上に配慮した施設群を有している。
改善を要する点	大規模修繕や設備更新を実施しているが、施設の多くは開学時に一斉に建設されているため、経年劣化への対応が遅れている。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	滋賀県立大学ウェブサイト キャンパスマップ 認証評価共通基礎データ
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。 二 校舎から至近の位置に立地していること。 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	滋賀県立大学ウェブサイト キャンバスマップ 認証評価共通基礎データ
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。 1 学長室、会議室、事務室 2 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 3 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	滋賀県立大学学則 第5条（附属施設） 滋賀県立大学組織規程 滋賀県立大学ウェブサイト キャンバスマップ 認証評価共通基礎データ 「学生便覧」
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	滋賀県立大学図書情報センター規程 滋賀県立大学ウェブサイト 滋賀県立大学図書情報センター 認証評価共通基礎データ
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務局組織	滋賀県立大学の事務局は、開学時からいわゆる学部事務を置かず、事務局一元化により大学事務を担ってきた。公立大学法人化以降は、大学を設置する法人としての業務を併せて所掌してきた。事務局は従前、学則において規定されていたが、2021年度の教教分離の実施に伴い、新たに「事務局規則」を整備し、その位置付けの見直しを行った。 事務局には事務局長(副理事長兼務)を置き、事務を掌理し、所属職員を指揮監督することとし、事務局の事務を整理する事務局次長を配置している。事務局には総務課、財務課、経営企画課、学生・就職支援課、教務課、地域連携・研究支援課および高等専門学校開設準備室の6課1室を置き、各課長・室長の下、事務分掌細則に定める業務を分担し、法人および大学運営に寄与している。	4) 厚生補導の組織 学則に規定する大学附属施設として「学生支援センター」を設置している。学生支援センターは、学生支援センター長(教育・学生支援担当理事)のもと、学生・就職支援課と教務課が共管するもので、学生に対する窓口を一本化したものである。 このうち学生・就職支援課は、授業料等の減免、奨学金、学生相談、課外活動等の学生支援とキャリア教育、就職セミナー、インターンシップ等の就職支援を所管し、教務課は、履修指導等の教務、入学試験、留学等国際関係の職務を所掌している。 学生の健康管理に関しては、臨床心理士を配置する学生相談室や看護師を配置する健康相談室、社会福祉士を配置する障がい学生支援室などを設置し、多面的に学生生活をフォローしている。
2) 理事と事務局	法人に置かれる理事の職務は、組織規程で規定されているが、具体的な業務は理事任命時に理事長から個々に伝達されている。また、理事は大学附属施設の長も兼ねているが、法人の事務、大学の事務、附属施設の事務を処理するのは、一元化された事務局である。理事と関係課は連携を図り、法人・大学運営を担っている。	5) 職業的自立を図るための取組 学生支援センターに学生支援室(キャリアデザイン室)を置き、就職担当の特任教授や相談員による就職相談や就職活動支援等を行っている。
3) 事務局職員	事務局には、2022年5月1日現在、65名の職員が在籍している。職員は、公立大学法人化直後は滋賀県からの派遣職員が大多数を占めていたが、大学運営の専門性の確保と高度化への対応のため順次法人事務職員(プロバー職員)に転換を進めてきた結果、第3期中期計画期間(2018年度～)に法人事務職員が過半数を超える、現在は61.5%となっている。 法人事務職員の育成は事務局の課題であるが、今後法人事務職員に順次係長職を担わせ管理運営能力を磨かせたいと考えている。法人事務職員は若い職員が多いが、学内外の調整力や懸案事項の分析・企画力、新規事業の提案力などを磨き、円滑な大学運営を行っていくよう「事務局職員人材育成方針」を改訂して、これに基づき必要な研修を実施するなど、人材育成に努めている。	6) 大学院に関する事務 滋賀県立大学では、学部と同様、研究科においても研究科事務を置かず一元化された事務局が事務を所掌している。大学院に関する制度など、大枠は事務局6課のうちの関係課が行うこととしており、研究科会議は教授会事務と同様総務課が所掌している。 大学院研究科長は、基礎となる学部長をもって充てることとされており、各学部長室に事務の調整を行う職員を、総務課の職員として正規職員1名、契約職員2名を配置している。個々の大学院に関する事務については、これら学部調整事務職員が、研究科長の指示のもと分担している。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	法人化後、法人事務職員を計画的に採用し、大学運営の専門性、高度化を図っている。	
改善を要する点	経験の浅い法人事務職員が比較的多いため、それぞれの管理運営能力を養成していく必要がある。	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	滋賀県立大学学則 第9条（教授、准教授等） 滋賀県立大学の事務局に置く職の設置に関する規程 「滋賀県立大学事務局規則」 「滋賀県立大学事務分掌細則」 「滋賀県立大学法人職員人材育成方針」
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	滋賀県立大学学則 第5条（附属施設） 滋賀県立大学学生支援センター規程 滋賀県立大学組織規程 第13条（学生支援センター） 滋賀県立大学学生支援委員会規程 滋賀県立大学学生相談室設置規程 「滋賀県立大学事務分掌細則」 (同上)
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	滋賀県立大学大学院学則 第6条（職員）

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 3つのポリシーの策定

第2期中期目標(2012年4月1日～2018年3月31日)の教育の質保証・向上に関する目標として、「入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシーAP)」「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシーCP)」「学位授与方針(ディプロマ・ポリシーDP)」の3方針の確立を掲げ、2011年度には入学試験の募集単位である学科・専攻ごとにAPを策定し、11の募集単位すべてで大学ホームページなどを通じて公表した。APを反映させるために、実技を取り入れた特別選抜を実施し、工学部では職業高校からの推薦入試を別枠で実施することを決め、2012年度入学者選抜要項に明記したうえで、募集と選抜を行った。

2012年度には、教務委員会において、「学位授与方針(DP)」を審議し、具体的な到達目標を設定した。さらに、DPを達成するために「教育課程の編成・実施方針(CP)」を策定した。DP・CP案は教育研究評議会での審議を経て決定した。また、入試委員会では、DPとCPに対応するようにAPを改定し、2018年度入試から適用した。改定したAPでは、求める学生像を掲げ、そのような学生を獲得するための具体的な選抜方法を記載するようにした。

さらに、2019年度には、入試委員会で再度APを見直し、2021年度入学者選抜試験から適用した。新しいAPに基づく選抜方法では、より多面的・総合的な評価を実現するために、志望理由書等を合否判定に活用するようにした。

2) 3つのポリシーについて

(1) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

①大学のディプロマ・ポリシー DP

卒業時点において学生が身につけるべき能力(教育研究上の目的)を大学のDPに定めている。これらの能力を獲得し、各学部に所定の年限在学し、定める教育理念・教育目的に沿って設定された教育プログラムや授業科目を履修し、基準となる単位数を修得した学生に学位を授与し、卒業を認定することとしている。学生が身につけるべき能力の具体的な内容は、各学部または学科で適切に設定し公表している。

②大学院のディプロマ・ポリシー DP

各研究科または専攻で修了時点において学生が身につけるべき能力(教育研究上の目的)を大学院のDPに定めている。これらの能力を獲得するとともに、所定の単位を修得し、学位論文の審査と最終試験に合格した学生に、学位を授与することとしている。

(2) 教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

①大学のカリキュラム・ポリシー CP

「知と実践力をそなえた人が育つ大学」として、未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有し、DPに適合する有為の人材を養成するため、全学共通科目、専門科目、副専攻、各学部または学科でCPを定めている。このCPに基づいて、教育課程を編成している。

②大学院のカリキュラム・ポリシー CP

「知と実践力をそなえた人が育つ大学」として、高度な研究能力と専門知識を持つ人材の養成をめざすとともに、社会人の再教育機関として、独創性、広い視野をあわせもつ次世代の研究者を養成するため、専門科目、特別演習・特別研究、副専攻、各研究科または専攻でCPを定め、CPに基づいて教育課程を編成している。

(3) 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

①大学のアドミッション・ポリシー AP

大学入学後、学生は体系的に配置された授業科目を段階的に学びながら自己形成に努め、各学部または学科がDPに掲げる到達目標を目指すことになる。この教育目標を達成するために、必要な基礎学力を有し、主体的に学び、自らの将来像の実現を目指そうとする意欲的な学生を求めてこととし、各学部または学科で、具体的なAPを定め公表している。

②大学院のアドミッション・ポリシー AP

大学院では、専攻ごとにAPを定め、人材養成の目的と入学者に求める学生像、具体的な選抜方法等について公表している。

3) 3つのポリシーの一貫性、整合性について

2011、2012年度に策定した3つのポリシーは、教務委員会と入試委員会が連携して改正を加え、ポリシー間の一貫性を保持するようにした。さらに、運用にあたってポリシーの一貫性を維持するよう努めている。例えば、各学科でカリキュラムマップを作成し、それぞれの授業科目がDPに対してどのように関与しているか記載している。このようにして、CPに基づいて編成された授業科目とDPの整合性を図っている。また、2022年度に導入した新たなシラバス様式においても、それぞれの科目とDPとの関係性を記載し、学生の主体的な学びを促進している。

各学部や学科、研究科や専攻では、教育目標、AP、DP、CPの一貫性に留意した教育を提供している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p>第一百六十五条の二</p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>滋賀県立大学ウェブサイト</p> <p>3つの方針(入学者受入・教育課程・学位授与)</p> <p>履修の手引</p> <p>「令和元年度入学試験改革専門委員会議事録」</p> <p>「令和元年度入学試験委員会議事録」</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的の公表と周知

本学および本学大学院の目的は滋賀県立大学学則第1条および滋賀県立大学大学院学則第2条に、各学部および各研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学部規程および大学院研究科規程に規定しており、大学ウェブサイトや学生便覧、履修の手引、入学者選抜要項等に掲載し、公表している。

周知に当たっては、学生には新入生オリエンテーションで、高校生(受験生)には、オープンキャンパス等の機会を利用して幅広く周知している。

また、これらの情報は大学ポートレートセンターが運営する大学ポートレートにも掲載して、公表している。

2) 3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の公表と周知

アドミッション・ポリシーAPについては学生募集要項に、カリキュラム・ポリシーCPおよびディプロマ・ポリシーDPについては、履修の手引に掲載し、学生への周知に努めている。

また、3つのポリシーは大学、学部・学科ごとにそれぞれ大学ホームページで公表し、周知に努めている。

3) その他の情報の公表と周知

学校教育法施行規則第172条の2に定めるその他の情報（教員組織、学生数、施設の整備状況等）についても、大学ウェブサイトで公表しているほか、以下の方法で、教育研究活動等の状況を公表し、周知している。

(1) 大学案内（キャンパスガイド）

本学の教育課程の体系や特徴、受講する授業科目、卒業後の進路、取得可能な資格や学生サポート等、幅広く掲載し、オープンキャンパス参加者や来訪者に広く配布し、周知している。2020年度にはキャンパスガイドを全面的にリニューアルした。卒業生や在学生の動画や写真を掲載する大学ウェブサイトと連携することにより、わかりやすく効果的な発信に努めている。

(2) 地域連携ガイドブック、研究シーズ集

共同研究や受託研究等を通じた産学連携活動や地域連携活動により、本学教員の研究が地域の産業の振興や地域文化の創造に寄与することを目的として、本学教員の研究内容等をまとめた「研究シーズ集」や「地域連携ガイドブック」を発行している。

2020年度には、本学の基本的な考え方である「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」とも深くかかわる17のSDGsの国際目標に、各教員の研究テーマを位置づけ、マッピングを行うことで、本学の研究の強みを積極的に発信している。

(3) 知のリソース（研究者総覧）

本学教員の教育研究活動を広く周知するとともに、最新の情報を発信することを目的として、研究者情報データベース「知のリソース」をウェブ上で公開している。

4) 情報公表体制の整備

インターネットによる情報発信に当たっては、各担当部局などで作成したウェブページを、ホームページ管理者の承認を経て掲載するシステムとなっており、適切に運用管理を行っている。

なお、広報活動に関しては広報戦略委員会が、情報ネットワークシステムの運営に関しては図書情報センター運営委員会が所管し、必要に応じて課題を審議し、検討している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	
②	学校教育法施行規則 第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	滋賀県立大学ウェブサイト 教育情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上の目的 ・教育研究上の基本組織 ・教員組織、教員数、各教員の学位・業績等 ・3つの方針、入学者数・在学生数、卒業・就職状況等 ・授業科目、授業内容、年間授業計画等 ・取得可能な学位、卒業・修了必要単位修得数等 ・教育研究環境に関する校地・校舎等の施設整備 ・授業料、入学料等の学費 ・修学・進路選択・心身の健康等に関する支援等 ・その他情報公開 「学生便覧」 履修の手引 キャンパスガイド 地域連携ガイドブック 研究シーズ集 知のリソース（研究者総覧）

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関するこ

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価の実施体制

本学では、教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価(自己評価)を行うことを、大学学則第2条、および、大学院学則第3条に定めており、その中心的役割を果たす組織として、大学組織規定第14条に定める常設委員会の「内部質保証推進委員会」を設置している。当該委員会の組織および運営に関しては、内部質保証推進委員会規程に定められており、自己点検・評価の責任組織として、内部質保証システムを機能させることにより、本学の教育研究をはじめとする諸活動の質向上を推進している。内部質保証推進委員会で決定された方針は、各部署に設置されている内部質保証推進実施委員会等を通じて実行されるとともに、その活動の結果は内部質保証推進実施委員会にフィードバックされる。さらに、内部質保証推進実施委員会で取りまとめられた実績は、教育研究評議会で集約されている。

また、効果的、戦略的な大学運営の推進のために、2020年度に理事長直属の組織として「IR 推進室」を設置した。これは、大学の諸活動の成果を客観的データに基づいて可視化することにより、教育研究活動の活性化等に資することを目的としている。教学面の課題を中心に、情報の収集・整理とその可視化などを行っている。

2) 自己点検・評価の実施状況

学校教育法に定める「認証評価」については、2016年度に、公益財団法人大学基準協会による機関別認証評価を受けた。その結果、「本協会の大学基準に適合している」と認定されたが、「改善勧告」や「努力課題」の指摘もあった。これらの課題等については、2017年度に教務委員会を中心に改善を取り組み、大学基準協会に対し「改善報告書」を提出した。

また、地方独立行政法人法に定める「法人評価」については、設立団体の長である滋賀県知事が定めた「中期目標」を達成するために、大学が作成した「中期計画」の年度計画の実績について、毎年度、内部質保証推進委員会が点検・評価を行い、「業務の実績に関する報告書」としてとりまとめ、設立団体の長が設置する法人評価委員会に提出し、大学の実地検証、委員会での審議と質疑応答によって、評価を受けている。

「認証評価」と「法人評価」で指摘された課題は、内部質保証推進委員会で統合・共有され、改善に向けて取り組んでいる。

3) 研修・教職協働

(1) 教員の質向上のための取組

授業評価アンケート、教員自己点検評価、FD 研修等を行い、継続的に教員の質向上を図っている。教員自己点検評価は内部質保証推進委員会において、評価結果や教員からの意見をもとに、毎年評価項目の見直しを行なっている。FD 研修は、全学的なテーマについては、教務課と教育実践支援室が連携して全教員を対象とした研修を実施し、各学部・学科・研究科でそれぞれの課題に応じた研修を実施している。

(2) 職員の質向上のための取組

事務局職員については、人材育成を総合的に推進する必要があることから2019年3月に「法人職員人材育成方針」を見直した。計画的な人事異動と研修の充実、人事評価制度の活用などにより、将来を見据えたキャリア形成を図ることとした。

人材育成の具体的方法の柱として研修制度を掲げ、管理・監督者研修や全職員を対象とした資質向上研修などを新たに職場内研修として位置付け、大学の課題、業務の改善、意識啓発を目的として、委員会や業務主管課が主催し種々の研修を実施している。また、県教育委員会派遣研修も行っている。

(3) 教職協働の取組

大学附属施設にはその運営を審議する委員会があり、また大学の課題に対応するため、入学試験委員会や学生支援委員会などの常設委員会のほか、将来構想委員会等特定の課題に対応した特別委員会を設置している。これらの学内委員会の構成は研究院長や学部長、学部選出教員などの教員とともに、事務局次長のほか必要に応じて関係課長等が委員として参画し、委員会を運営している。

教職を問わずすべての部局間に係る重要事項について連絡調整を行うために、常勤役員、各研究院長、各学部長、事務局次長、総務課長、経営企画課長により構成される「全学調整会議」を設置し、全学的に重要な意思決定を行うに当たり、意見聴取等、調整・検討を行っている。

4) 学修成果の把握

教育実践支援室で検討した授業評価アンケートにより分析を行い、全教員にフィードバックし、各教員が授業改善に努めている。また、1, 2回生でGPA低得点の学生については各学科教員が学習指導を行い、学修成果や課題について把握を行うこととしている。卒業時には、卒業研究評価や卒業生アンケートによって学修成果の把握に努めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教教分離に併せて学内委員会を見直し、大学運営の効率化を図っている。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>滋賀県立大学学則 第2条（自己評価） 滋賀県立大学大学院学則 第3条（自己評価） 滋賀県立大学ウェブサイト <u>自己評価・外部評価</u> <u>中期目標・中期計画・年度計画</u> <u>・業務実績評価結果</u> <u>・改善報告書</u></p>
②	学校教育法施行規則	
③	<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	—
④	<p>第百五十八条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	—
⑤	<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>滋賀県立大学内部質保証推進委員会規程 <u>「滋賀県立大学 IR 推進室設置要綱」</u> <u>「IRの導入に向けた検討結果について」</u></p>
⑥	大学設置基準	
⑦	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>滋賀県立大学組織規程 第8条（全学調整会議）～第15条（特別委員会）</p>
⑧	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>「滋賀県立大学教育実践支援室設置要綱」</p>
⑨	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	「法人職員人材育成方針」
⑩	大学院設置基準	
⑪	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>滋賀県立大学組織規程 第8条（全学調整会議）～第15条（特別委員会）</p>
⑫	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>「滋賀県立大学教育実践支援室設置要綱」</p>
⑬	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	「滋賀県立大学法人職員人材育成方針」
⑭	法令外の関係事項	
⑮	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組みを行っているか。</p>	

リ 財務に關すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

本法人の2021年3月31日現在の資産総額は、197億56百万円で、土地・建物等の固定資産が173億18百万円と約88%を占めている。一方、負債は固定負債および流動負債を併せて、58億65百万円で、このうち実質的に負債ではない資産見返負債が約54%を占めている。

資産等の状況					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
固定資産	17,467	17,144	16,726	16,879	17,332
うち有形固定資産	17,459	17,139	16,712	16,868	17,318
流動資産	1,300	1,311	1,247	1,438	2,424
資産計	18,767	18,455	17,974	18,317	19,756
固定負債	3,371	3,340	3,267	3,476	3,656
うち資産見返負債	3,064	3,079	3,058	3,049	3,145
流動負債	1,025	946	1,087	1,338	2,209
負債計	4,396	4,286	4,354	4,814	5,865
資本金	16,016	16,016	16,016	16,016	16,016
資本剰余金	△2,028	△2,281	△2,565	△2,654	△2,406
利益剰余金	384	434	170	141	281
純資産計	14,371	14,169	13,620	13,503	13,891
負債・純資産計	18,767	18,455	17,974	18,317	19,756

〔出典：公立大学法人 滋賀県立大学 貸借対照表(平成28年度～令和2年度)〕

また、2020年度の運営状況は、損益計算書における経常費用44億53百万円、経常収益45億93百万円、経常利益および当期純利益1億40百万円となっている。当期純利益に、目的積立金取崩額を加えた当期総利益1億78百万円については、県の承認を得て、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てるための資金として積み立てている。

損益の状況					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	4,473	4,523	4,503	4,542	4,453
経常収益	4,631	4,476	4,446	4,549	4,593
経常利益	158	△47	△56	7	140
当期純利益	159	144	△41	7	140
当期総利益	180	173	△7	45	178

〔出典：公立大学法人 滋賀県立大学 損益計算書(平成28年度～令和2年度)〕

2) 教育研究環境の整備

(1) 研究費による環境整備

本学では、研究の基礎となる教員研究費を配分し、研究資金を保証している。研究費は、定額の基礎配分部分と教員活動に係る自己点検表の評価に基づき配分する評価配分により配分を行うことにより、効率的かつ効果的な配分を行っている。研究活動を促進するために研究戦略委員会(旧)において競争的研究支援制度の検討と見直しを定期的に行い、2017年度から、複数の学内教員および国内外研究者を結集して、大型外部資金の獲得を目指す「研究コミュニティ形成促進費」と地域や社会が求める課題に対応する研究課題や長期的かつ学際的な研究を支援する「教育研究高度化促進費」を創設し、研究推進に向けた環境を整備してきた。

2019年度には、科学研究費等外部資金の獲得を支援するために学内組織体制を整備した。「研究推進室」を設置、併せて研究戦略委員会のもとに5つの専門委員会を統合し「研究推進委員会」に改称するなど、教員の研究活動の支援をするための体制を整えた。

(2) 学舎等の環境整備

学舎の老朽化が教育研究環境に影響を与えることがないよう、2016年度に「学舎長寿命化のための長期保全計画」を策定し、計画に基づき県と協議を行った結果、2019年度より、県からの「大学施設・整備費補助金」を得て、空調設備改修をはじめとして、非常電源装置や非常放送設備の更新を計画的に進めている。

2019年度は人間文化学部棟の空調設備を改修し、2020年度は工学部棟の空調設備改修を終えた。更新にあたっては、従前の全体空調方式から個別空調への転換により、ランニングコストの削減を図っているほか、施工の際は、工期の設定に配慮を行い、授業の開講に影響を与えることなく竣工している。2021年度以降も県からの補助金を財源として計画的に学舎の整備を行っていく予定としている。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育研究活動に大幅な支障が出る中、コロナ禍での教育研究活動を継続するため、ネットワーク環境の拡張整備や、飛沫感染防止のための遮蔽版の設置などを、県からの「新型コロナウイルス感染症対策整備等補助金」を財源として整備することにより教育研究環境水準の維持に努めた。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	—
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	滋賀県立大学ウェブサイト 財務諸表
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関するこ

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT環境の整備	連携しながら学生支援に努めている。 各学部においても学科ごとに学年担当教員やアドバイザーを配置して、学生生活や修学等の相談に対応している。また、障がいや傷病等により授業や試験、学生生活に支援が必要な学生に対応できるよう、障がい学生相談員も配置されており、学生支援センターと連携を図っている。 また、教育・学生支援担当理事を委員長とし、各学科長や事務局職員等で組織する学生支援委員会では、学生生活や課外活動への支援、福利厚生・保健管理、キャリア形成・就職支援などに関して見交換や情報共有を行い、適切な支援や業務改善に努めている。
(1) 演習室の利用	(2) 障がい学生への支援
情報処理科目などに使用する演習室や CAI 教室等に整備した 336 台の PC を、授業やメンテナンス等利用がない時間帯に、自習利用のため開放している。	障がい学生支援室には、障がい学生支援コーディネーター（社会福祉士）および支援員を配置している。学生からの配慮申請に基づき障がい学生支援会議において各学部・学科教員等と配慮の内容を検討・調整し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行えるよう努めている。
(2) 必須ソフトウェアの無償提供	また、各相談室や医療・福祉等の関係機関・団体等と連携し、卒業後の進路も見据えて学修支援や生活支援、就活支援などを行っている。
学生や教職員が PC 購入時のソフトウェアの導入や、バージョンアップ等に対応できるよう、Microsoft 社と包括ライセンス契約を締結し Microsoft OS や Microsoft office、ウイルス対策ソフトなどの必須ソフトウェアを無償提供している。また、専門科目や業務等で必要となるソフトウェアを提供できるよう、Adobe 社および Autodesk 社とライセンス契約を締結し、CAD 系ソフトや画像・動画処理ソフト等を無償提供している。	さらに毎年度、全教職員を対象に障がいの特性や合理的配慮の提供等に関する研修会を開催している。参加する教職員も増え、障がいのある学生への理解が深まっており、関係者が連携して適切な相談対応や支援につなげられるよう努めている。
(3) 学内無線 LAN の利用	(3) 経済的支援
図書館内や学生ホールなど、学内的一部エリアに無線 LAN システムを導入し、インターネットの利用を可能としている。また、2019 年に国立情報学研究所 (NII) が構築・運営する、大学等教育機関で相互利用できる eduroam に加入し、利便性の向上に努めている。	2020 年度より「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、入学料や授業料の減免および返還不要の給付型の奨学金の支給を行っている。また、これ以前の制度により減免を受けていた学生については大学で経過措置を設け、支援を継続している。奨学金については、日本学生支援機構やその他の各種奨学金が利用されている。
2) 学生支援	こうした制度を適切かつ十分に活用していただけるよう、学生や保護者に対して制度の周知徹底を図り、丁寧な個別相談に努めており、減免率も年々向上している。
(1) 学修支援に対する体制整備	
学生の学修や就職活動、課外活動等の学生生活を総合的かつ効果的に支援するため、各種手続きや相談対応、支援などをを行う窓口を一本化した「学生支援センター」を設置している。併せて、臨床心理士を配置する学生相談室や看護師を配置する健康相談室、社会福祉士を配置する障がい学生支援室、キャリアカウンセラーを配置する学生支援室（キャリア支援室）を設置し、教員や関係課および学外の関係機関・団体等と	
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	障がい学生支援室を設置し、コーディネーターを中心に担当者や学部・学科が連携して学修支援を行っている。保護者と学生自身が考える将来の姿を踏まえて就職活動の支援を行っている。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
番号	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	滋賀県立大学ウェブサイト 図書情報センター 「学生便覧」
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	滋賀県立大学学生支援センター規程 滋賀県立大学学生相談室設置規程 滋賀県立大学学生支援委員会規程 滋賀県立大学ウェブサイト 学生生活相談・学生相談室 健康管理 学生支援室(キャリアデザイン室)
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	滋賀県立大学における障害学生等の支援に関する規程 「滋賀県立大学障がい学生支援室設置要綱」
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	「滋賀県立大学における授業料等減免取扱基準」 滋賀県立大学授業料等減免取扱規程 「滋賀県立大学大学院博士後期課程奨学金交付要綱」 「滋賀県立大学大学院博士後期課程への社会人入学生に対する入学料免除および授業料減免要綱」 滋賀県立大学日本学生支援機構奨学金返還免除学内選考委員会規程 滋賀県立大学ウェブサイト 授業料および減免制度 奨学金制度
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等のは是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

Ⅱ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

1. 自己分析活動の方針及び体制

本学の目的は、「学術の中心として、未来を志向した高度な学芸と、悠久の歴史や豊かな自然、風土に培われた文化を深く教授研究するとともに、未知の時代を切り拓く広い視野と豊かな創造力、先進的な知識、技術を有する有為の人材を養成すること」であり、この目的を達成するためにアドミッション・ポリシー（AP）、教育課程の編成・実施方針（CP）、学位授与方針（DP）の3つの方針を定めている。これら3つの方針に基づく内部質保証を実現するために、その中心的組織として「内部質保証推進委員会」（大学組織規定第14条）を設置している。内部質保証推進委員会で決定された方針は、事務局各課や、各学部に設置されている内部質保証推進実施委員会等を通じて実行されるとともに、その活動の結果は内部質保証推進実施委員会にフィードバックされ、改善のための効果的な取組みが実施されている。

2. 具体的な取組み

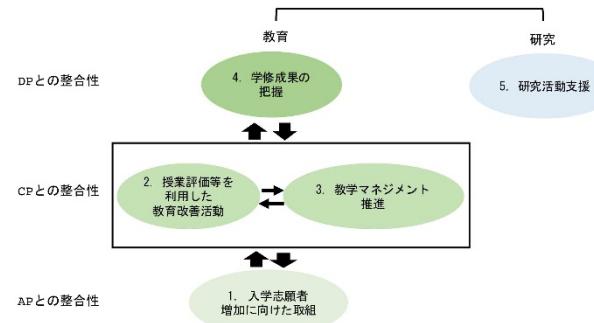
教育面では、AP、CP、DPのそれぞれのレベルで分析活動を行い、改善につなげている。また、研究面では、研究水準の向上を図り、外部資金獲得につなげるために分析を実施し、研究活動を支援している（図）。

今後、少子化社会の中で、いかにAPに見合う学生を確保できるかは喫緊の課題である。このため、(1)「入学志願者増加に向けた取組」では、オープンキャンパスを利用した参加者アンケート、入試委員会による入試分析等を実施して、受験生の動向や新入生の学力の把握に務め、APの妥当性の検証や入試改革につなげている。また、女子中高生の理系進路選択を支援することで更なる志願者の増加を試みている。

CPの検証のために、(2)「授業評価アンケート等を活用した教育改善活動」を行うとともに、(3)「教学マネジメントの推進」のため、FD研修などを通じた教員の教育力の向上等、教育目的を達成するために必要な内部質保証体制の確立を目指している。

DPに適合する人材の育成ができているかを検証するために、(4)「卒業時アンケート等による学修成果の把握」を行っている。全学的に卒業時アンケートを実施するとともに、大学生活を通じた資質・能力の養成について自己評価を促し、分析結果を教育方法の改善につなげるよう努めている。また、看護師、保健師、助産師、管理栄養士等を養成する課程では、国家試験対策講義の実施と授業アンケート、国家試験合格率の変動などの分析を通じて、適切な学修支援につなげている。

一方、研究面では、本学の研究水準の向上のために、(5)「研究活動支援の取組」を行っている。とくに特定課題に対する「教育研究高度化促進費」や若手研究者のための支援制度を設け、外部資金獲得に向けて活発に支援している。その分析結果は、強化すべき課題の抽出に活用されている。



2) 自己分析活動の取組み（目次）※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	入学志願者増加に向けた取組	37
2	授業評価アンケート等を活用した教育改善活動【学習成果】	38
3	教学マネジメントの推進	39
4	卒業時アンケート等による学修成果の把握【学習成果】	40
5	研究活動支援の取組	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	入学志願者増加に向けた取組
分析の背景	<p>少子化・人口減少化社会の中で、18歳人口の減少に伴って受験者数は今後確実に減少すると予測されている。このような社会にあって、アドミッション・ポリシー(AP)に見合う学生を安定的に確保する方策の確立は喫緊の課題である。受験生や保護者、高等学校の教員等が求める情報をどのように伝えればよいか。本学の魅力を正確に伝えるためにどのような方法が効果的か。これらの問いに答えるために、本学では、学生受入れの適切性について、試験実施方法などを検討し改善に取り組んでいる。また、受験生が求める大学像の把握に努めるとともに、社会環境の変化・流れに対応した本学の魅力発信の方法を模索している。また、令和3年度入試から志願者の利便性を考慮してインターネット出願を導入した。</p>
分析の内容	<p>(1) 入試制度</p> <p>本学では、1) 一般選抜・前期日程、2) 一般選抜・後期日程、3) 特別選抜（学校推薦型選抜、帰国子女特別選抜、私費外国人留学生特別選抜）の3種類の入試を実施している。選抜方法、学力検査実施科目、制度改正等の基本方針については入学試験改革専門委員会で協議し入学試験委員会に上申している。入学試験委員会では毎年の入試状況の把握と分析（志願者数の変動、志願者・合格者に占める県内高校出身者の割合、入試種別ごとの傾向等）を行い、各学部・学科にフィードバックしている。この分析結果から、高校推薦枠の拡大や面接の導入など、学科ごとに様々な改善が加えられている。また、APとの整合性を評価するために、全学的に志望理由書を活用することとした。</p> <p>(2) オープンキャンパス</p> <p>高校生と保護者を対象にオープンキャンパスを開催し受験生の動向を把握している。2019年度までは対面で実施（参加者は2日間で5,000人以上）してきたが、新型コロナ感染症の影響で2020年度はウェブ開催、2021年度は対面とウェブのハイブリッドで実施した。対面での開催は事前予約制とし、学部毎にツアー形式で行った（参加者7日間で1,200人）。アンケートによると、本学を志望する高校生は増加傾向にある（右図）。ウェブ開催は、動画による学科紹介・模擬授業・学内ツアーなどによって実施した。</p> <p>(3) 高大連携</p> <p>高大連携事業を通して、高校生に向けて本学の教育内容や特色ある研究を発信している。1) 高大連携講座（滋賀県教育委員会等と共に）、2) 県教育委員会との連携協定に基づく高校生先取り履修（令和3年度試行、4年度から開始）。本学の正課授業の単位を高校の単位として認定し、本学入学後既修得単位として認定）、3) 実験実習・模擬講義・出席講義・出席講座・大学見学など、4) 高校訪問などである。高校生から感想・意見を適宜聴取し、改善につなげている。この一連の事業によって連携が深まった高校からは、志願者が増加する傾向にある。</p> <p>(4) 女子中高生の理系進路選択支援事業</p> <p>理系分野における女性の活躍は全国的な課題である。本学でも特に工学部を志願する女子学生は少ない。このため、本学では女子中高生を対象とする理系進路選択支援事業を立ち上げ、2020年度に「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」（JST、国立研究開発法人科学技術振興機構）に採択された。クリエイター体験や理系的思考体験イベントなどを通じて、理系進路選択への動機づけを行っている。アンケート調査によると、理系の進路を前向きに選択しようと思うようになった女子中高生は45%から93%に増加した（上図）。</p>
自己評価	<p>全学入学試験委員会において入試状況を分析し対策を行うことで安定した志願者が確保できている。今後も入学試験改革専門委員会や入学試験委員会で、選抜方法、学力検査実施科目、学生募集・試験実施方法などの基本的事項を検討し改善につなげる。また、オープンキャンパスや高大連携についても、より詳細な分析を通して、効果的で継続的な取組を行う。</p> <p>女子中高生の理系進路選択支援事業は、SDGsの一つ「ジェンダー平等を実現しよう」に資するものであり、2022年度からは工学部だけではなく、全学的なリソースを活かして、体験できるプログラムのテーマ設定を拡充することとしている。多様なキャリアデザインを具体的に伝えることで、未来に向けて理系進路選択の「視野」を広げていきたい。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度第1回入学試験委員会議事録、資料（令和3年度入学試験の総括） オープンキャンパス2021アンケート分析結果報告資料 HP「集まれ！未来で輝くクリエイター系女子 in 滋賀」 令和2年度女子中高生の理系進路選択支援プログラム 業務実績報告書

タイトル (No. 2)	授業評価アンケート等を活用した教育改善活動																																																																								
分析の背景	<p>本学の教育の質、教育効果を向上させることを目的に、学習の達成度や満足度、授業外学習時間等の状況を把握するため、平成 26 年度から教務課が主体となって学生による授業評価アンケート（2 回／半期）を実施している。これらの集計結果は教員にフィードバックされ授業改善のために活用されている。</p> <p>特に令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受けて、原則対面授業から遠隔授業での受講に変わるなど、授業環境が大きく変化したことから、遠隔授業実施に伴う学生の受講環境や学習時間、受講に当たっての不安や授業の満足度など幅広く把握する必要が生じた。</p>																																																																								
分析の内容	<p>(1) 定期的な授業評価アンケート</p> <p>前後期に各 2 回（中間、期末）、各教員につき 1 科目を選んで授業評価アンケートを実施している。集計結果から全学および学部別の傾向を把握するとともに、学部別データの上に教員データをマップして教員にフィードバックしている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のために遠隔授業となったことなどから、実施率は 75.9%、回答率は 38.5% となつたが、令和 3 年度は原則対面授業としたことから、実施率 88.6%、回答率 77.5% まで回復した。授業評価アンケートの効果を確認するために、教員自己点検評価で「授業評価を活用した授業改善の取組みの有無」について記載してもらうこととしている。毎年、全教員の約 30%が「授業評価を受けて授業改善に取り組んだ」と回答している。</p> <p>(2) 遠隔講義実施に伴う授業評価アンケート（令和 2 年前期）</p> <p>令和 2 年度は、例年実施している授業評価アンケートに加えて、前期遠隔授業終了後に遠隔授業に関するアンケートを実施した。その結果、遠隔授業への移行が、学生の学習環境に大きな影響を与えていたことがわかった。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「教科書や講義資料などが授業内容の理解に役立ったと思う」と回答した割合が 90% を超えた学科は、前年度同時期の定期的アンケートでは 3 学科であったが、令和 2 年度は 10 学科に増加した。これは、オンデマンド形式の授業によって教科書や資料中心の授業が展開されたことが要因と推察された。 ② 受講環境については、スマートフォンによる受講者が 5% 程度、双方向性遠隔授業への対応に課題を抱える学生が 5% 程度存在していた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">主に利用した情報通信機器</th> </tr> <tr> <th></th> <th>回答数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PC</td> <td>1,270</td> <td>92.2%</td> </tr> <tr> <td>スマートフォン</td> <td>71</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>タブレット端末</td> <td>31</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">受講場所のネットワーク環境</th> </tr> <tr> <th></th> <th>回答数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定回線</td> <td>1,089</td> <td>79.1%</td> </tr> <tr> <td>モバイルwifiルーター</td> <td>216</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>公衆回線 (LTEなど)</td> <td>68</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>公共施設の無料wifi</td> <td>4</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ③ オンデマンド形式の授業により、「復習を何度もできる」「自分のペースで学習できる」ことをメリットと考える反面、「（教員から提出を求められる）課題が多い」と感じている学生が多かつた。 ④ 対面授業と比較して「学習意欲が下がった」と答えた学生が回答者の 4 割を超えていた。 ⑤ 授業時間外の学習時間について、「対面授業と比較して授業時間外の学習時間が『増えた』とする学生が半数を超えた。これらの調査結果は、教員の今後の授業運営の一助となるよう学内で共有した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">対面授業と比較した学習意欲</th> </tr> <tr> <th></th> <th>回答数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上がった</td> <td>121</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>下がった</td> <td>387</td> <td>43.0%</td> </tr> <tr> <td>変わらない</td> <td>345</td> <td>38.4%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>46</td> <td>5.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">対面授業と比較した授業外学習時間</th> </tr> <tr> <th></th> <th>回答数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増えた</td> <td>471</td> <td>52.4%</td> </tr> <tr> <td>減った</td> <td>149</td> <td>16.6%</td> </tr> <tr> <td>変わらない</td> <td>230</td> <td>25.6%</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>49</td> <td>5.5%</td> </tr> </tbody> </table>	主に利用した情報通信機器				回答数		PC	1,270	92.2%	スマートフォン	71	5.2%	タブレット端末	31	2.3%	その他	5	0.4%	受講場所のネットワーク環境				回答数		固定回線	1,089	79.1%	モバイルwifiルーター	216	15.7%	公衆回線 (LTEなど)	68	4.9%	公共施設の無料wifi	4	0.3%	対面授業と比較した学習意欲				回答数		上がった	121	13.5%	下がった	387	43.0%	変わらない	345	38.4%	わからない	46	5.1%	対面授業と比較した授業外学習時間				回答数		増えた	471	52.4%	減った	149	16.6%	変わらない	230	25.6%	わからない	49	5.5%
主に利用した情報通信機器																																																																									
	回答数																																																																								
PC	1,270	92.2%																																																																							
スマートフォン	71	5.2%																																																																							
タブレット端末	31	2.3%																																																																							
その他	5	0.4%																																																																							
受講場所のネットワーク環境																																																																									
	回答数																																																																								
固定回線	1,089	79.1%																																																																							
モバイルwifiルーター	216	15.7%																																																																							
公衆回線 (LTEなど)	68	4.9%																																																																							
公共施設の無料wifi	4	0.3%																																																																							
対面授業と比較した学習意欲																																																																									
	回答数																																																																								
上がった	121	13.5%																																																																							
下がった	387	43.0%																																																																							
変わらない	345	38.4%																																																																							
わからない	46	5.1%																																																																							
対面授業と比較した授業外学習時間																																																																									
	回答数																																																																								
増えた	471	52.4%																																																																							
減った	149	16.6%																																																																							
変わらない	230	25.6%																																																																							
わからない	49	5.5%																																																																							
自己評価	令和 2 年度は、遠隔講義に伴う授業評価アンケートを実施し、分析と改善の仕組みを有効に機能させることができた。遠隔授業に対応できない学生や非常勤講師の存在が明らかとなったことから、(1) 学生及び大学のネットワーク環境を整備し、(2) 非常勤講師を含めた教員を対象とする遠隔授業研修を行うなど、教育活動の改善につなげることができた。一方、定期的に実施している授業評価アンケートについては、教員個人の授業改善努力に委ねている側面が大きいため、系統的でより有効な活用方法の確立が今後の課題である。																																																																								
関連資料	令和 2 年度前期 学生による授業評価アンケート 集計結果 前期遠隔授業と今後に関する学生アンケート結果について																																																																								

タイトル (No. 3)	教学マネジメントの推進
分析の背景	<p>本学では、学修者本位の教育を達成するため、3つの方針（DP、CP、AP）を設定し、CAP 制、ナンバリング、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ループリックの導入、GPAによる成績評価など様々な取組を行ってきた。GPAは学生表彰制度に活用され、学生の学習意欲の向上に寄与している。このような全学的な教学システムの制度設計に加えて、授業評価アンケート、ファカルティディベロップメント（FD）研修などによって、教員の教育力向上に努めている。</p> <p>しかし、以上の計画（P）と実行（D）の取組はそれぞれ活発に実施してきたが、それを体系的に分析（C）する仕組みが不十分だったため、個々の取組が有機的に結びついて実効性を高めているとは言い難かった。そこで、令和3年度から、それぞれの取組を統合的に評価し改善につなげる体制を整えることを目的に、「教学マネジメントシステム」の構築のための取組を開始した。</p>
分析の内容	<p>カリキュラム・シラバスに関する制度については基準1ハで、授業評価アンケートについては基準2-2で取り上げた。ここでは、教学システムの実行に関わる「FD 研修」の取組と教学システムの体系化を目指す「教学マネジメント構築」の取組を取り上げる。</p> <p>(1) FD 研修</p> <p>教学システムの基本方針を周知し教員の教育力を高めるため、全学の教員を対象に教学に関する研修会を毎年開催している。研修会終了後にアンケートを実施して、研修方法の見直しや研修テーマの選択に役立てている（表1）。</p> <p>また、FD 研修の一環として、教員の授業を積極的に公開して相互に参観し、各教員の教育方法の改善につなげるよう奨励している。毎年春と秋の1か月間を授業見学強化月間として、原則的に専任教員が行う全ての授業を見学可能としている。令和2年度はコロナ禍のために実施できなかったが、授業見学の件数は年々増加している（表2）。授業見学した教員はレスポンスカードによって感想や意見を担当教員にフィードバックしている。FD 研修会は専門性に応じて各学部学科単位でも実施されている。</p> <p>(2) 教学マネジメントシステムの構築</p> <p>従来、教学システムの基本方針の決定は主に教務委員会が担い、各学部で実行してきた。しかし、これを体系的に分析するシステムの整備が進んでいなかっただため、効果的な教育改善のシステムが機能しているとは言いたい状況にあった。令和2年1月、文部科学省から「教学マネジメント指針」が公表されたことを契機に、本学でも個々の取組を体系化して学位プログラムの改善につなげるとともに、その成果を定期的に評価し検証するための組織の必要性が強く認識されるようになった。</p> <p>この教学マネジメントシステムにかかる課題として、①学内の意識醸成、②ノウハウや知識の不足、③教学マネジメントを推進するための体制の構築、の3点が挙げられた。これらの課題に対応するために、令和3年度に役員と学部長を対象に教学マネジメント研修会を開催し意見交換を行い、教学マネジメント推進体制を構築することとなった。今後、体制構築に向けて、既存学内委員会の役割などを考慮した体制整備や達成に向けた中長期的な取組などについて、検討を進めていく。</p>
自己評価	教学マネジメントの取組は始まったばかりである。その主眼は、学修者本位の教育を達成するために、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう教育課程をPDCAにより点検・見直しを行うことである。そのために、今後は、学位プログラムにおける①教学 IR の実施・活用、②学修成果・教育成果の可視化、③DP に沿った体系的・組織的なカリキュラムの点検・評価を行っていく必要がある。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・FD 研修会テーマ等一覧（2017年度～2021年度） ・FD 研修会「授業の基本」研修会－授業の基本と授業づくりを開催しました

表1 FD 研修のテーマ（例）

年	テーマ
H29 から R3	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の基本と授業づくり ・学生を授業に参加させる秘訣（アクティブラーニングの魅力）/アクティブラーニングを促す学習環境
H29	・教教分離による大学組織改革の動向課題
R1	・障害学生支援研修会
R2	・Teams 研修会
R3	・Teams 研修会

表2 授業見学の件数

年	件数
H29	3
H30	39
R1	45
R2	コロナ禍のため実施できず
R3	（後期のみ実施）

タイトル (No. 4)	卒業時アンケート等による学修成果の把握																																																																													
分析の背景	<p>学生が教育研究活動や課外活動、各種社会活動等を通じて学位授与方針（DP）に定める能力を養成することができたかを評価するために、学部学科で卒業研究評価を行うとともに、卒業判定会議で DP 達成度を判定している。また、学生自身が学修成果を卒業時にふりかえる卒業時アンケート調査を学生就職支援課が主導して学部・学科ごとに行っている。その結果は学生支援委員会で報告され、学部・学科の教員間で共有するとともに、学生に関わる各相談室で共有し、学生からの相談への対応や学生生活の支援の充実に活かしている。</p> <p>また、人間看護学部や人間文化学部生活栄養学科など国家資格に関係する学部学科では、看護師、保健師、管理栄養士の合格率の経年変化を分析し、育成のための環境整備に役立てている。</p>																																																																													
分析の内容	<p>(1) 卒業時アンケートの実施</p> <p>①在学中の活動を通じて身についた能力</p> <p>2020 年度の卒業時アンケートで、学生時代に特に注力して取り組んだ活動を挙げてもらったところ、84% の卒業生が「講義や演習、実験」、90% の卒業生が「実習、制作、卒業研究」を挙げた。また、これらの活動を通じて、専門知識・技術や基礎知識の他、行動力やコミュニケーション力などが「身についた」と回答した卒業生が多かった。このように、多くの卒業生が大学生活を通して多面的な能力を育成できたことを実感していた。「意思疎通に必要な外国語の能力」の習得についても、2015 年度調査時（「身についた」とする学生は 27.8%、「身につかなかった」とする学生は 68.1%）に比べ改善している。多くの学科で 2 年次に第 2 外国語の履修に代えて実用英語演習を選択できるようにしたことなど、英語学習への比重を高めた効果が現れつつあるものと考えている。</p> <p>②総括的な満足度：約 75% 以上の学生が、卒業後の進路について「満足」と回答するとともに、卒業後の進路先で本学での学びを「活かせる」と回答した。また、毎年度 90% 以上の学生が「卒業に際して満足している」と回答している。</p> <p>(2) 国家資格合格率の分析</p> <p>人間看護学部では看護師や保健師の育成を図るために、3 年次より国家試験の模試を実施しており、4 年次には年間 6 回（看護師）または 5 回（保健師）の模試を実施するとともに国家試験対策講義を実施している。その結果、常に全国平均を大きく上回る合格率を維持している。また、助産師や人間文化学部生活栄養学科卒業生の管理栄養士試験合格率も 97% から 100%（2016～2020 年度）と、高い水準をキープしている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>卒業年度</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足度</td> <td>95.7%</td> <td>93.8%</td> <td>94.8%</td> <td>95.1%</td> <td>96.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>大学時代を通して身についたもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>身についた</th> <th>身につかなかつた</th> <th>わからない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門分野の最新の知識や技術</td> <td>72.9%</td> <td>15.3%</td> <td>1.9%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>専門分野の基礎知識</td> <td>82.9%</td> <td>6.6%</td> <td>0.6%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>人間学科目を通じた人と自然への深い考え方</td> <td>63.9%</td> <td>21.5%</td> <td>4.7%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を選び、処理する能力</td> <td>76.5%</td> <td>11.8%</td> <td>1.8%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>意思疎通に必要な外国語</td> <td>31.8%</td> <td>54.5%</td> <td>3.9%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>独創的な考え方</td> <td>54.0%</td> <td>30.6%</td> <td>5.5%</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>物事を計画する力</td> <td>73.2%</td> <td>15.6%</td> <td>1.1%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>目的に向かって行動する力</td> <td>79.8%</td> <td>9.0%</td> <td>0.6%</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>プレゼンテーション能力</td> <td>69.7%</td> <td>18.2%</td> <td>1.6%</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>コミュニケーションの仕方</td> <td>76.8%</td> <td>11.8%</td> <td>1.0%</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>チームワークでの学習や作業の進め方</td> <td>75.5%</td> <td>13.1%</td> <td>0.8%</td> <td>10.6%</td> </tr> <tr> <td>社会生活に必要なマナー</td> <td>72.7%</td> <td>14.0%</td> <td>2.7%</td> <td>10.5%</td> </tr> </tbody> </table>	卒業年度	2016	2017	2018	2019	2020	満足度	95.7%	93.8%	94.8%	95.1%	96.8%		身についた	身につかなかつた	わからない	無回答	専門分野の最新の知識や技術	72.9%	15.3%	1.9%	9.8%	専門分野の基礎知識	82.9%	6.6%	0.6%	9.8%	人間学科目を通じた人と自然への深い考え方	63.9%	21.5%	4.7%	10.0%	必要な情報を選び、処理する能力	76.5%	11.8%	1.8%	10.0%	意思疎通に必要な外国語	31.8%	54.5%	3.9%	9.8%	独創的な考え方	54.0%	30.6%	5.5%	9.8%	物事を計画する力	73.2%	15.6%	1.1%	10.0%	目的に向かって行動する力	79.8%	9.0%	0.6%	10.5%	プレゼンテーション能力	69.7%	18.2%	1.6%	10.5%	コミュニケーションの仕方	76.8%	11.8%	1.0%	10.5%	チームワークでの学習や作業の進め方	75.5%	13.1%	0.8%	10.6%	社会生活に必要なマナー	72.7%	14.0%	2.7%	10.5%
卒業年度	2016	2017	2018	2019	2020																																																																									
満足度	95.7%	93.8%	94.8%	95.1%	96.8%																																																																									
	身についた	身につかなかつた	わからない	無回答																																																																										
専門分野の最新の知識や技術	72.9%	15.3%	1.9%	9.8%																																																																										
専門分野の基礎知識	82.9%	6.6%	0.6%	9.8%																																																																										
人間学科目を通じた人と自然への深い考え方	63.9%	21.5%	4.7%	10.0%																																																																										
必要な情報を選び、処理する能力	76.5%	11.8%	1.8%	10.0%																																																																										
意思疎通に必要な外国語	31.8%	54.5%	3.9%	9.8%																																																																										
独創的な考え方	54.0%	30.6%	5.5%	9.8%																																																																										
物事を計画する力	73.2%	15.6%	1.1%	10.0%																																																																										
目的に向かって行動する力	79.8%	9.0%	0.6%	10.5%																																																																										
プレゼンテーション能力	69.7%	18.2%	1.6%	10.5%																																																																										
コミュニケーションの仕方	76.8%	11.8%	1.0%	10.5%																																																																										
チームワークでの学習や作業の進め方	75.5%	13.1%	0.8%	10.6%																																																																										
社会生活に必要なマナー	72.7%	14.0%	2.7%	10.5%																																																																										
自己評価	令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症による学修環境が変化したことに伴い、学生に与える多面的なストレスが社会問題となったが、上記の経年変化の結果から判断する限り、卒業時の満足度・達成感には大きな変化は見られなかった。今後も本学での学びを将来に活かせるよう学部・学科において就職指導や相談対応を行うなど、キャリア教育の中で早い段階から助言や支援などを行っていく必要がある。看護師、保健師、管理栄養士の養成対策については、国家試験合格率が高い水準で維持されており、有効に機能しているものと考えている。																																																																													
関連資料	滋賀県立大学卒業時アンケート（2021 年 3 月卒業生）集計結果 数値で見る滋賀県立大学 2021 3. 教育 - 資格・検定 -																																																																													

タイトル (No. 5)	研究活動支援の取組																																																																																												
分析の背景	<p>地域連携・研究支援課の中に研究推進室を設け、研究推進委員会と連携して研究活動を支援している。研究資金の安定的な獲得により研究基盤の強化を図るために、平成 30 年度から大型の外部競争的資金の獲得を目指す教育研究高度化促進費や研究コミュニティ形成促進費の学内公募を開始し、令和元年度には外部競争的資金再チャレンジ支援事業、若手研究者向けの支援制度である科研費等申請アドバイザーリスト、研究計画調書閲覧制度など、教員の研究活動を支援する体制を整えた（基準 1 リ）。また、平成 25 年度から外部競争的資金の間接経費獲得額に応じて教員へ報奨金を支給する特別表彰も行っており、教員のモチベーションアップに努めている。さらに、代表的な外部競争的資金である科研費への応募件数を増やすために、教員自己点検評価で「科研費の応募」を必須項目とし、一般研究費の評価配分に反映させることで、教員のインセンティブとしている。各取組みの効果を検証し、さらなる外部資金獲得に資するため、科研費の獲得状況について調査・分析を行った。</p>																																																																																												
分析の内容	<p>図 1 のように、全体でみると外部資金は減少傾向にあるが、外部資金の約 6 割を占める科研費については、令和元年度に一旦落ち込んだものの、採択件数・採択金額は近年上昇傾向にある。採択件数が平成 29 年度および平成 30 年度に比して減少しているにも関わらず、令和 2 年度の採択金額が大きいのは、基盤研究 (B) などの大型種目の採択が増加したためであり（図 2）、教育研究高度化促進費、外部競争的資金再チャレンジ支援事業の取組みの効果と考えられる。</p> <p>図 1 外部資金等獲得金額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>競争的資金</th> <th>受託・共同研究費等</th> <th>奨励寄附金等</th> <th>特定寄附金</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>280,000</td> <td>120,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>220,000</td> <td>130,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>360,000</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>180,000</td> <td>140,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>340,000</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>160,000</td> <td>100,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>150,000</td> <td>110,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>270,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 2 (千円) 科研費の採択件数と採択金額 (件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>採択額(文科省)</th> <th>採択件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>150,150</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>182,260</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>163,330</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>165,710</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>156,000</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>181,970</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>図 3 研究者1人あたりの申請数(新規+継続)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>国立</th> <th>私立</th> <th>公立</th> <th>県大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>0.76</td> <td>0.64</td> <td>0.64</td> <td>0.37</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>0.90</td> <td>0.80</td> <td>0.64</td> <td>0.38</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>0.92</td> <td>0.83</td> <td>0.64</td> <td>0.38</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0.98</td> <td>0.83</td> <td>0.64</td> <td>0.39</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0.91</td> <td>0.66</td> <td>0.63</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0.91</td> <td>0.61</td> <td>0.61</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table>	期間	競争的資金	受託・共同研究費等	奨励寄附金等	特定寄附金	合計	H28	280,000	120,000	10,000	10,000	410,000	H29	220,000	130,000	10,000	10,000	360,000	H30	180,000	140,000	10,000	10,000	340,000	R1	160,000	100,000	10,000	10,000	280,000	R2	150,000	110,000	10,000	10,000	270,000	期間	採択額(文科省)	採択件数	H27	150,150	81	H28	182,260	102	H29	163,330	106	H30	165,710	110	R1	156,000	98	R2	181,970	102	期間	国立	私立	公立	県大	H27	0.76	0.64	0.64	0.37	H28	0.90	0.80	0.64	0.38	H29	0.92	0.83	0.64	0.38	H30	0.98	0.83	0.64	0.39	R1	0.91	0.66	0.63	0.40	R2	0.91	0.61	0.61	0.40
期間	競争的資金	受託・共同研究費等	奨励寄附金等	特定寄附金	合計																																																																																								
H28	280,000	120,000	10,000	10,000	410,000																																																																																								
H29	220,000	130,000	10,000	10,000	360,000																																																																																								
H30	180,000	140,000	10,000	10,000	340,000																																																																																								
R1	160,000	100,000	10,000	10,000	280,000																																																																																								
R2	150,000	110,000	10,000	10,000	270,000																																																																																								
期間	採択額(文科省)	採択件数																																																																																											
H27	150,150	81																																																																																											
H28	182,260	102																																																																																											
H29	163,330	106																																																																																											
H30	165,710	110																																																																																											
R1	156,000	98																																																																																											
R2	181,970	102																																																																																											
期間	国立	私立	公立	県大																																																																																									
H27	0.76	0.64	0.64	0.37																																																																																									
H28	0.90	0.80	0.64	0.38																																																																																									
H29	0.92	0.83	0.64	0.38																																																																																									
H30	0.98	0.83	0.64	0.39																																																																																									
R1	0.91	0.66	0.63	0.40																																																																																									
R2	0.91	0.61	0.61	0.40																																																																																									
自己評価	<p>教育研究高度化促進費、外部競争的資金再チャレンジ支援事業、科研費等申請アドバイザーリスト、研究計画調書閲覧制度は、助成金の採択者や制度の利用者が翌年の科研費に採択されるかどうか、結果が明白に出るため、効果の検証が比較的容易である。その分析結果からは、研究者の育成・支援の取組が着実に実を結んでいると言える。</p> <p>しかしながら、科研費の申請については、特別表彰、教員自己点検評価がどの程度インセンティブとして申請件数の增加に影響し、その結果が採択件数にどう影響しているのか、今後、その効果についての検証が求められる。また、教育研究高度化促進費や若手研究者支援策など、大学が行っている各支援策の効果についても、研究推進室・研究推進委員会で継続的に分析を加え、改善につなげていく予定である。</p>																																																																																												
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・数値で見る滋賀県立大学 2021 4. 研究 一科学研究費助成事業 ・研究支援制度 ・特別表彰 																																																																																												

Ⅲ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学では、本学の理念を具現化するために、以下の視点を基本とした教育研究を行うこととしている。すなわち、1) 高度化、総合化をめざす教育研究（自然科学と人文社会科学を包括した総合的、学際的な教育研究を行う）、2) 柔軟で多様性に富む教育研究（基礎学力に加えて応用能力や豊かな人間性を身につけた人材の養成をめざし、学生と教員の人間的な触れ合いを重視した教育を行う）、3) 地域社会への貢献、4) 国際社会への貢献、の4つである。

ここでは、特色ある教育研究の取組として、この4つの視点に立って本学が組織的に行っている5つの活動を紹介する（図）。

(1) 人間学教育の実施

本学の教育研究の4つの視点のうち、総合的学際的な教育、豊かな人間性を育む教育として、大学新入生（編入生も含む）を対象として、全学共通科目『人間学』を配置している。これは少人数教育科目である「人間探求学」と学部横断科目群からなる「人間学」（選択必修）で構成されている。「人間探求学」の内容や「人間学」の科目構成については、継続的に分析と見直しを行なっている。

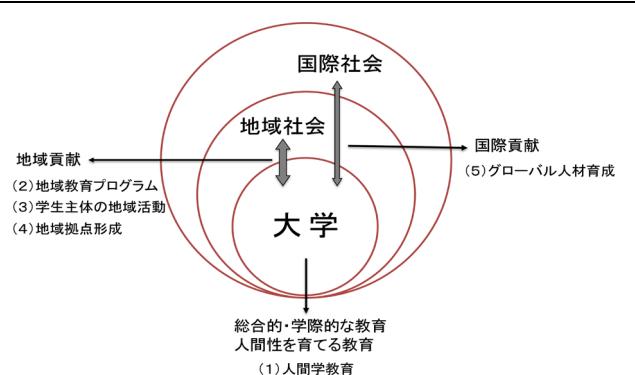
次の(2)～(4)の取組みは地域社会への貢献を念頭においた取組みである。

(2) 地域教育プログラム

大学と地域の様々な主体が連携・協働して学生の学びの場を構築することによって、地域を理解し地域の課題を解決する力を養うために、「地域教育プログラム」を整備・体系化して学生に提供している。このために、「地域基礎科目」「地域志向専門科目」「地域学副専攻科目（近江楽士、近江環人地域再生学座）」などを配置している。

(3) 学生主体の地域活動

SDGsの視点を踏まえ、地域貢献を目的とする学生主体のプロジェクトを募集、選定し、「近江楽座」として全学的



に支援している。この活動は2004年度に文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プロジェクト（現代GP）」に採択され、その後もさらなる活動を展開している。

(4) 地域拠点の形成

本学では地域貢献活動の中核的役割を担う組織として、地域共生センター、産学連携センター、地域ひと・モノ・未来情報研究センターを置いている。また工学部にガラス工学研究センターを、人間看護学部に地域交流看護実践研究センターを配置している。各施設はそれぞれの分野で、産学協同の研究推進、施設設備の提供、公開講座の実施、リカレント教育など、地域拠点として積極的に活動を行なっている。各施設で、活動の分析と見直しを継続的に行い、改善に努めている。

国際貢献のために次に挙げる活動を行っている。

(5) グローバル人材の育成

幅広い国際感覚を身につけたグローバルな人材の育成と学術研究を通じた国際交流のために、海外の大学等と交流協定を締結し、学生や研究者の交流の実績を積んでいく。これに加えて、専門分野に重点を置いた短期研修プログラムや異文化への理解を深める言語学習など、より高度な国際感覚の育成にも力を入れている。

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	人間・環境・社会を深く見つめる人間学教育の実施	45
2	地域での学びで変革力を身につける地域教育プログラム	46
3	学生が主体的に取り組む地域活動プロジェクトの支援	47
4	大学と地域をつなぐ地域拠点の形成	48
5	専門性の高いグローバル人材の育成	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	人間・環境・社会を深く見つめる人間学教育の実施			
取組の概要	<p>「人が育つ大学」をキャッチフレーズとしている本学では、従来の大学教育で行われてきた一般教養とは異なる「人間学」科目群を全学共通科目に設置している。従来の一般教養では、ともすれば教える側から教えられる側に一方的に客観的知識が伝授される傾向にあった。変化の早い時代に主体的に学び、考える学生が育つようになるには、新しい座標軸の設定が必要である。そのような認識のもと、人間と環境、社会、文化を深く理解し、人間を深く見つめ、そこから今後の指針を自ら見出していける学生が育つよう、開学時から本学独自の教育科目「人間学」を設置している。「人間学」では、具体的、現実的な問題を通して「人間」について考え、新しい課題を発見し、新しい視点から発想する能力を、学生自らがそれぞれの個性にしたがって身につけられるよう、全学共通教育推進機構が主体となって継続的にプログラムの見直しを行なっている。</p>			
取組の成果	<p>(1) 必修科目「人間探求学」 1科目 2 単位</p> <p>1年次前期の必修科目として、自己表現能力開発を目指す少人数グループ形式の「人間探求学」を置いている。「書く」「聞く」「話す」の基本的な技術の習得に加え、教育ディベート、グループ・ディスカッションなど学科独自のプログラムにより、他者とのかかわりを通じて、主体的な学修態度や論理的な思考力、傾聴力、発信力、人権感覚の涵養等、大学で学ぶために必要な基礎的な能力が養われるよう教育を実践している。人間探求学終了後の学期末には、各学部・学科単位で、学生の反応や学習状況を分析し、内容の見直しを行なっている。</p> <p>(2) 選択必修科目 3科目群 42科目 各 2 単位</p> <p>所属学科の専門科目では学ぶことのできない幅広い知識や人間性を養うこと目的として、「生きる」「つくる」「考える」の3つの科目群に分類された学部横断的で多彩な選択必修科目を用意し、各科目群からそれぞれ1科目・2単位以上の修得を課している。履修により、学生が人間と社会を深く見つめ、新しい問題を発見する能力や新しい視点から発想する能力を習得し、専門の殻に閉じこもることなく、広い視野から専門分野を俯瞰することができるようになれば、専門分野の学習にも有益であると考えている。基準2に示した「卒業時アンケート」では、多数の卒業生が「人間学」を評価している。</p> <p>学習効果を上げるために、所属学科の提供科目ではなく、他学科から提供される科目を中心とした履修や、高学年での履修を推奨している。</p> <p>▶ 科目群【選択必修科目】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p>生きる</p> <p>科目群「生きる」では、私たちが動物の一種であるヒトとして、また、複雑な社会の中で暮らしていく人間として、健康で幸福に生きていくための知恵を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自然のしくみB ～自然災害から生きのびるために～ • 食と健康 ～食を通じた健康との関わり～ • 生命・人間・倫理 ～人間の尊厳と権利～ </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p>つくる</p> <p>科目群「つくる」では、人間と他の生き物の大きな違いである生産活動と創造活動に着目し、衣食住や道具類など、さまざまな「モノ」と人間の関係を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 農業と環境B ～微生物と生活～ • 電子社会と人間 ～高度情報化社会のあり立ちと私たちの生活～ • 比較住居論 ～住まいがつたえる世界のくらし～ </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top; padding: 10px;"> <p>考える</p> <p>科目群「考える」では、空間(環境、地域性など)、時間(歴史、成長など)、構造(自然、人工物など)のような、ものごとを考えるための多様な視点を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都市・建築を考える ～川の未来学～ • 人間関係の科学B ～コミュニケーションを考える～ • 異文化理解A ～アメリカの異文化理解～ </td> </tr> </table>	<p>生きる</p> <p>科目群「生きる」では、私たちが動物の一種であるヒトとして、また、複雑な社会の中で暮らしていく人間として、健康で幸福に生きていくための知恵を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自然のしくみB ～自然災害から生きのびるために～ • 食と健康 ～食を通じた健康との関わり～ • 生命・人間・倫理 ～人間の尊厳と権利～ 	<p>つくる</p> <p>科目群「つくる」では、人間と他の生き物の大きな違いである生産活動と創造活動に着目し、衣食住や道具類など、さまざまな「モノ」と人間の関係を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 農業と環境B ～微生物と生活～ • 電子社会と人間 ～高度情報化社会のあり立ちと私たちの生活～ • 比較住居論 ～住まいがつたえる世界のくらし～ 	<p>考える</p> <p>科目群「考える」では、空間(環境、地域性など)、時間(歴史、成長など)、構造(自然、人工物など)のような、ものごとを考えるための多様な視点を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都市・建築を考える ～川の未来学～ • 人間関係の科学B ～コミュニケーションを考える～ • 異文化理解A ～アメリカの異文化理解～
<p>生きる</p> <p>科目群「生きる」では、私たちが動物の一種であるヒトとして、また、複雑な社会の中で暮らしていく人間として、健康で幸福に生きていくための知恵を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自然のしくみB ～自然災害から生きのびるために～ • 食と健康 ～食を通じた健康との関わり～ • 生命・人間・倫理 ～人間の尊厳と権利～ 	<p>つくる</p> <p>科目群「つくる」では、人間と他の生き物の大きな違いである生産活動と創造活動に着目し、衣食住や道具類など、さまざまな「モノ」と人間の関係を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 農業と環境B ～微生物と生活～ • 電子社会と人間 ～高度情報化社会のあり立ちと私たちの生活～ • 比較住居論 ～住まいがつたえる世界のくらし～ 	<p>考える</p> <p>科目群「考える」では、空間(環境、地域性など)、時間(歴史、成長など)、構造(自然、人工物など)のような、ものごとを考えるための多様な視点を学びます。</p> <p>講義一例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都市・建築を考える ～川の未来学～ • 人間関係の科学B ～コミュニケーションを考える～ • 異文化理解A ～アメリカの異文化理解～ 		
自己評価	<p>令和2年度からは選択必修科目数を31科目から42科目へ拡充するとともに、4つの科目群を3つに再編し、令和3年度からは「全選択必修科目から3科目6単位以上」としていた卒業要件を「各科目群からそれぞれ1科目2単位以上」にするなど、幅広い科目をバランスよく履修させるよう再編を行った。また、授業科目名（主題）に加えて副題をつけることにより、授業内容をわかりやすく伝えることとし、学生が授業を選択しやすくなるようにするなど見直しに努めている。</p> <p>今後は、さらに科目数の拡充や少人数教育の推進により教育効果を高める検討を行う必要がある。</p>			
関連資料	<p>全学共通教育（本学 HP）</p> <p>履修の手引（令和4年度：P21～P23）</p>			

タイトル (No. 2)	地域での学びで変革力を身につける地域教育プログラム																																																																																								
取組の概要	<p>本学は「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」という使命を掲げて地域教育プログラムを行っている。具体的には、全学部共通で地域基礎科目 4 単位取得を卒業要件とするほか、全学部共通の「近江樂士（地域学）」、大学院全研究科共通の「近江環人地域再生学座」（学位に関わらないコースも有）という副専攻を設置し、修了要件を満たした学生に、それぞれ「近江樂士」と「近江環人」（検定試験合格者のみ）の称号を付与している。これらの科目は、全学共通教育推進機構地域教育部会（地域共生センター運営委員会が兼ねる）がプログラム内容を審議し、地域共生センターが中心となり継続的な企画運営を行っている。さらに、各学部学科においても地域志向専門科目を配置し、地域とのつながりを意識しながら専門を学べるようにしている。</p>																																																																																								
取組の成果	<p>(1) 近江樂士（地域学）: ネットワーク力と起業力を体系的に学ぶ座学と実践的なフィールドワークから成るプログラムで、地域ニーズに応じて商店街やまちづくり団体等を実習先とし、地域課題の調査分析・解決策の案出を学修している。副専攻の各コースの修了者には「近江樂士」の称号が授与される。地域課題を解決するノウハウを学ぶ「コミュニティ・ネットワーカー（CN）コース」とビジネスの手法を用いた地域課題解決や起業、新たななりわい創出について学ぶ「ソーシャル・アントレプレナー（SE）コース」の 2 コースがあり、コースに応じた称号が授与される。各年度の授与者数は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>履修申請者数</td><td>20</td><td>5</td><td>37</td><td>63</td><td>34</td><td>65</td><td>54</td><td>38</td><td>48</td><td></td></tr> <tr> <td>C N コース</td><td></td><td>16</td><td>12</td><td>10</td><td>3</td><td>23</td><td>17</td><td>5</td><td>21</td><td>107</td></tr> <tr> <td>S E コース</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平成30年設置</td><td>3</td><td>5</td><td>1</td><td>4</td><td>13</td></tr> </tbody> </table> <p>これらのプログラムは地域での実績報告会などを踏まえて教育プログラムの改善を図っており、活動の地域が増えるとともに教育効果が向上している。SE コースでは地域課題を解決に導く起業家的人材や地元企業等でリーダーシップを発揮する人材の育成を行い、修了者は地元企業等に就職して活躍している。</p> <p>(2) 近江環人地域再生学座: 大学院博士前期課程修了（修士）に合わせて「近江環人」の称号を付与する「大学院副専攻」と、学位に関わらず称号を付与する「社会人コース」の 2 コースから成る。各研究科の博士前期課程に共通の副専攻を設置し地域再生とまちづくりをテーマとする教育を行っている。「社会人コース」では自治体、民間企業、NPO や自治会などから多様な所属・専門の人が受講している。検定試験合格修了者に「近江環人」の称号を授与している。各年度の授与者数は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>総数 (H18~)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td><td>12</td><td>7</td><td>7</td><td>14</td><td>6</td><td>10</td><td>9</td><td>4</td><td>10</td><td></td></tr> <tr> <td>大学院副専攻</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>7</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>0</td><td>5</td><td>75</td></tr> <tr> <td>社会人コース</td><td>8</td><td>4</td><td>3</td><td>7</td><td>3</td><td>5</td><td>6</td><td>4</td><td>5</td><td>81</td></tr> </tbody> </table> <p>相まって、実践的なまちづくり力／ネットワーク力が身につくと評価されており、文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）に認定されている。</p> <p>(3) 木匠塾: 地域志向専門科目には含まれていないが、環境科学部環境建築デザイン学科と人間文化学部生活デザイン学科の学生が参加する学部横断的な選択科目に「木匠塾」がある。他大学と連携して行う地域活動で、地域の課題を木によるものづくりで解決することを目指している。「間伐・間伐材利用コンクール」審査委員長奨励賞や日本建築学会教育賞受賞など、その活動は高く評価されている。</p>		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計	履修申請者数	20	5	37	63	34	65	54	38	48		C N コース		16	12	10	3	23	17	5	21	107	S E コース					平成30年設置	3	5	1	4	13		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	総数 (H18~)	合計	12	7	7	14	6	10	9	4	10		大学院副専攻	4	3	4	7	3	5	3	0	5	75	社会人コース	8	4	3	7	3	5	6	4	5	81
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計																																																																															
履修申請者数	20	5	37	63	34	65	54	38	48																																																																																
C N コース		16	12	10	3	23	17	5	21	107																																																																															
S E コース					平成30年設置	3	5	1	4	13																																																																															
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	総数 (H18~)																																																																															
合計	12	7	7	14	6	10	9	4	10																																																																																
大学院副専攻	4	3	4	7	3	5	3	0	5	75																																																																															
社会人コース	8	4	3	7	3	5	6	4	5	81																																																																															
自己評価	地域教育プログラムは、地域基礎科目、副専攻科目（「近江樂士（地域学）」と「近江環人地域再生学座」）、地域志向専門科目などを配し、体系的・段階的なカリキュラムにより、地域で活躍し地域を担う人材の輩出に貢献している。例えば、近江環人地域再生学座の修了生は、地域再生・まちづくりを支援する NPO 法人を設立するなど、実際に地域の人材育成やまちづくりのための活動を実践している。本学の地域教育プログラムによるこれまでの活動実績は法人評価でも評価されている。今後も継続的な見直しと履修生の追跡調査などの分析により、プログラムの改善を図っていく。																																																																																								
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果（平成 30 事業年度、令和元事業年度） ・履修の手引（学部）、履修の手引（大学院） ・近江樂士（地域学）副専攻 HP ・近江環人 HP ・地域共生センター HP 																																																																																								

タイトル (No. 3)	学生が主体的に取り組む地域活動プロジェクトの支援
取組の概要	<p>滋賀県立大学は、「変革力」のある人材の地元還元を目標に、教育、研究、社会貢献に取組んでいる。基準3-2で取り上げた「地域教育プログラム」の一環として、学生主体の地域貢献プロジェクトを募集、選定して全学的に支援する実践的教育プログラム「近江楽座」(課外活動)を実施し、学生の学びの質や意欲の向上を図っている。近江楽座専門委員会、学生委員会、地域共生センターの連携の下、3つのサポートシステム【①活動助成、②コンサルティング(必要に応じて教員・地域の専門家が指導・助言する)、③情報発信・共有】により全学的に支援している。また、2018年度から、県内外の学生や社会人がSDGs(持続可能な開発目標)の達成に関連する情報発信を行い、交流を深め、新たなネットワークを構築する「キャンパスSDGsびわ湖大会」を開催している。</p>
取組の成果	<p>(1) 近江楽座</p> <p>近江楽座は、地域の課題解決に向けて学生が主体的に取り組む地域貢献活動で、毎年20件を超えるプロジェクトが採択され、2004年からの17年間で延べ380のプロジェクトが活動を展開してきた。参加学生の数は、在学生の約2割にあたる年間延べ600人程度である。ここでは、そのうちのいくつかのプロジェクトを紹介する。</p> <p>BAMBOO HOUSE PROJECTは地域と学生が協力しながら竹林整備を継続的に行う取り組みで、環境フィールドワークの実習場所となっている。政所茶レン茶“一”は、茶畑を借りて学生たちがお茶をつくり、イベント等で販売して政所茶の魅力を発信し、地域の活性化に貢献している。また、おとくらプロジェクトは、喫茶営業やギャラリー、イベントなどの活動をとおしてまちに新しい風をおこしている。さらに、未来看護塾は、病院や障がい児施設、保育所で学生が自主的に活動するとともに、地域住民を対象とした健康教室、被災地や地域での防災力強化に向けた活動等を行っている。</p> <p>選定されたプロジェクトは、大学と地域の協働によって、よりよい地域づくり、人づくりを目指して活動を展開している。その活動内容は、ホームページやSNS、パブリシティなどにより情報発信していく中で、「障害者の生涯学習支援活動」文部科学大臣表彰(2020年度)、「第9回毎日地球未来賞」奨励賞受賞(2019年度)、「大学SDGs ACTION! AWARDS 2019」スタディーツア一賞受賞(2019年度)など、高く評価されている(右の表)。</p> <p>(2) キャンパスSDGsびわ湖大会</p> <p>本学では2018年に「滋賀県立大学SDGs宣言」を行い、翌2019年から、学生や地域団体がSDGs活動について情報共有や意見交換を行う「キャンパスSDGsびわ湖大会」を開催してきた。2019年度は『地域から生まれる新しい価値』をテーマに、対面とウェブで計400名を超える参加があった。2020年度(テーマ:「子供・若者」と「大人」がともに歩むSDGsへの10年)と2021年度(テーマ:「SDGsの地域化」をめざして)はコロナ禍でオンライン開催となったが、それぞれ延べ875回(2020年)、1,542回(2021年)の視聴回数があった。本大会を通して、学生と地域を結ぶSDGsネットワークの構築と拡大を図っている。</p>
自己評価	SDGsの視点をふまえた地域貢献活動は、学生にとって学内では学べない貴重な体験となっている。「近江楽座」は毎年20件を超える申請が継続していることからも、学生の興味・関心が高いことが窺える。最近では大学への入学理由に「近江楽座での活動」を挙げる学生も出てきている。地域の活性化に貢献する中で学生自身成長を実感しており、地域住民との交流、課題解決策の提案及び成果によって、実際に地域活性化の一助ともなっており、滋賀県立会いの下、近江楽座活動団体と地元との間で「ふるさと支え合い協定」締結につながるなど、学外の評価も高い。また、「SDGsに取り組む大学特集(東洋経済ACADEMIC)」に取り上げられ、高く評価されている。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・スチューデントファーム「近江楽座」 ・ボランティアサークル「Harmony」の文部科学大臣表彰 ・本学の陶器浩一研究室と「たけともミライ」の「第9回毎日地球未来賞」奨励賞受賞 ・「よさと快蔵プロジェクト」の大学SDGs ACTION! AWARDS 2019スタディーツア一賞受賞 ・近江楽座活動団体と地元との「しがのふるさと支え合いプロジェクト協定の締結 ・本学の取組が「東洋経済ACADEMIC SDGsに取り組む大学特集」に掲載 ・未来看護塾PR動画 ・SDGs地域化の取組実績

タイトル (No. 4)	大学と地域をつなぐ地域拠点の形成
取組の概要	『地域ひと・モノ・未来情報研究センター』は、地域課題解決に貢献する ICT (情報通信技術) の研究開発とそれに資する ICT 高度人材育成のための教育活動を行うことを目的に設置され、地域活性化の切り札として「スマート農業」「スマート看護」「スマート観光」「スマートファクトリー」の取組みを全学的に推進している。また、人間看護学部では、県内の看護職者を対象に、専門性の向上を目指した講演会や各種講座、学び直しの場としての卒後教育(助産師エンカレッジ支援研修会等)を行っている。
取組の成果	<p>(1) 『地域ひと・モノ・未来情報研究センター』での取組の成果</p> <p>環境科学部・工学部・人間文化学部・人間看護学部に所属する教員 25 名(客員研究員含む)および専任教員 1 名が本センターの活動に参加することにより、研究面では令和 4 年 3 月時点での 58 の研究テーマに取り組んでおり、連携団体は 25 団体となっている。また、教育面では平成 30 年から開講した「ICT 実践学座“e-PICT”」の修了者が令和 4 年 3 月時点での大学院生 40 名、社会人 2 名、現在受講中のものが大学院生 34 名、社会人 2 名となっている。受講生からは「社内にはない知識をもった教員に教わるのはありがたかった」、「博士課程進学につながった」といった声が聞かれ、順調に人材育成が進んでいる。</p> <p>(2) 人間看護学部『地域交流看護実践研究センター』における看護職者の研究支援の取組の成果</p> <p>地域交流看護実践研究センターでは、地域の課題に取り組むため地域看護職者との共同研究(平成 29 年度 10 件、平成 30 年度 7 件、令和元年度 6 件、令和 2 年度 4 件、令和 3 年度 5 件)を行い、成果を関連学会で発表している。また、「看護研究サポートリーダー育成研修」や「講演会」を毎年開催して看護職者の研究支援を行っている。さらに、県内の看護職の方に“学び直し”的機会を提供する卒後教育の一環として右表に示す学部講義を無料で公開するとともに、地域の助産師を対象に「助産師エンカレッジメント支援研修会」を開催し年間 30 名を超える参加を得ている。研修会や講演会の参加者からは「看護に関する新たな発見や知識の確認ができた」という声が多く聞かれている。また、年 1 回、複数の滋賀県の病院関係者を含む外部委員と内部委員からなる運営委員会を開催し、前年度の活動の総括を行うとともに、改善を図っている。当センターの活動は外部委員からも評価されており、今後の連携強化に向けて話し合いが行われている。</p>
自己評価	本学の「地域拠点形成のための取組」として、『地域ひと・モノ・未来情報研究センター』と『地域交流看護実践研究センター』の研究支援を取り上げてその成果を記したが、地域の教育・研究拠点が形成され、その成果も確実に上がっていることが分かる。ここに記載した以外にも、『地域共生センター』による地域拠点としての活動(基準 3-2、3-3 活動の統括と地域を対象にした講演・研修の実施)、『産学連携センター』による共同研究の推進、研究シーズの外部への発信など、活発な活動が行われている。その成果は、外部資金獲得状況に反映されている(基準 2-5)。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ひと・モノ・未来情報研究センター (HP、概要) ・滋賀県立大学人間看護学部 地域交流看護実践研究センター 共同研究・卒後教育

タイトル (No. 5)	専門性の高いグローバル人材の育成
取組の概要	<p>本学では、グローバル人材育成を目指し、海外 12 カ国 25 大学 1 機関との間に交換留学のための学生相互派遣協定を締結しており、毎年 100 人前後の学生が約 20 カ国に留学している。</p> <p>これに加えて、より深く専門性に関連付けた取組を学部学科単位で行っている。人間看護学部は専門選択科目①「看護英語実践」で国際的視点を持つ看護師育成を実施し、人間文化学部国際コミュニケーション学科は②「Nice Conversation プログラム」で在学生と留学生との相互交流の場を提供している。</p>
取組の成果	<p>本学では、大学の理念を構成する 4 つの視点の一つに「国際社会への貢献」を掲げている。基本的な目標である「国際通用性のある教育を通じてグローカルな人材を育成する」ことによって「国際貢献」に資するために、全学共通の留学制度を整備し、国際交流委員会が中心となってこれを管理している。また、在外研究員制度や国際学会発表助成制度等によって、教員の国際研究活動を支援している。</p> <p>これに加えて、学部・学科独自の専門性を活かした取組である①「看護英語実践」と②「Nice Conversation プログラム」は、担当学部・学科・教員を中心に準備・運営がなされている。また、さらなる円滑な運営のために、広く全学教員に対して連絡調整を行っている。</p> <p>(1) 取組の詳細</p> <p>①「看護英語実践」(後期集中・2 単位・1~4 年生対象・2018 年度開始) では、海外の大学が主催する短期研修プログラムに学生が参加し、周辺の病院や医療施設を見学して現地の医療や教育システムを学ぶ。履修生は、出発前の事前学習、現地での研修記録、帰国後の最終レポートによって評価を受ける。2018 年度はアメリカ合衆国のポートランド（履修生：1 年生 5 名、2 年生 2 名、3 年生 1 名の計 8 名 担当教員：2 名）で、2019 年度はオーストラリアのメルボルン（履修生：1 年生 1 名、3 年生 2 名の計 3 名 担当教員：3 名）で、それぞれ 7 日間の日程で実施した。なお、2020 年度・2021 年度は、新型コロナウィルス感染症流行の影響で開講できなかった。</p> <p>②「Nice Conversation プログラム」は、英語・ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語など様々な外国語の会話練習の機会を提供している（無料）。月～木の昼休みに、担当を決めて、コミュニケーションラウンジにて実施される（要予約）。単位取得ができる正課科目ではないが、全学の学生・大学院生・留学生に門戸が開かれており、スペイン語・タガログ語など本学が正課授業で提供していない言語学修の機会ともなっている。</p> <p>(2) 取組の成果</p> <p>①「看護英語実践」履修生の自己評価によると、7 日間の現地研修とホームステイを通して英語力の向上を実感し、海外の医療に接することによって日本の医療制度に対する理解も深まったと感じている。さらに、自身の看護観を問い合わせる機会となっていて、その後の学習意欲の向上につながっている。</p> <p>②「Nice Conversation プログラム」は、留学前・後の学生や、国際交流を志向する学生、日本語を学びたい留学生など、様々な学生に活用されている。日本人学生と外国人留学生との交流により、外国語でのコミュニケーション能力や異文化理解を深めるための知識などを身につけている。本プログラムは学生に人気があり、コロナ禍の影響を除いて、年々参加者・実施回数が増えている（2017 年度：491 回 2018 年度：416 回 2019 年度：691 回 2020 年度：579 回 2021 年度：401 回）*。</p> <p>*すべて延べ回数</p>
自己評価	①と②の取組は、ともに本学の基本的目標である「国際通用性のある教育を通じてグローカルな人材を育成する」ための取組で、中期目標「(2) 学生への支援に関する目標」の「留学支援の充実」の達成に寄与している。つまり、専門性を高めることを目標にした海外研修（①）であり、学生が多様な言語・文化に触れるための支援（②）である。今後、新型コロナウィルス感染症の流行が収束すれば、これらの取組をさらに充実させ、国際交流活動の活性化を推進する予定である。そのために、全学的な支援、多様な派遣先の開拓、海外からの受け入れ体制の整備、および学内外の連携などが必要となる。
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値で見る滋賀県立大学 2021 3. 教育一留学 ・ 「2018 年度 看護英語実践報告書」・「2019 年度 看護英語実践報告書」 ・ 「Nice Conversation プログラム」年度・提供言語別実施回数一覧 ・ 「Nice Conversation プログラム」2021 年度前期ポスター

認証評価共通基礎データ

◆認証評価共通基礎データ様式についての注意事項

- ① 「認証評価共通基礎データ」は、原則として受審年度の5月1日現在のデータとします。
本様式は、2022年度申請用に作成していますので、2022年5月1日が作成基準日となります。
- ② 本様式は様式1（組織・設備等）、様式2（学生）に分かれています。
それについて確認あるいは作成してください。
- ③ 一部のデータは表中に値があれば、エクセル上で自動計算されます。
- ④ 各表において、該当がない場合は「-」（ハイフン）してください。
- ⑤ 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- ⑥ 各表に該当しない欄や該当しない表がある場合でも、削除せず、全体に斜線を引くか、各セルに「-」（ハイフン）を記入するなどしてうめてください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(2022年5月1日現在)

事 項		記 入 欄							備 考				
大 学 の 名 称		公立大学法人滋賀県立大学											
学 校 本 部 の 所 在 地		滋賀県彦根市八坂町2500											
学 士 課 程	学部・学科等の名称		開設年月日		所 在 地					備 考			
	環境科学部環境生態学科		1995年4月1日		滋賀県彦根市八坂町2500								
	環境政策・計画学科		1995年4月1日		同上								
	環境建築デザイン学科		1995年4月1日		同上								
	生物資源管理学科		1995年4月1日		同上								
	工学部材料科学科		1995年4月1日		同上								
	機械システム工学科		1995年4月1日		同上								
	電子システム工学科		2008年4月1日		同上								
	人間文化学部地域文化学科		1995年4月1日		同上								
	生活デザイン学科		1995年4月1日		同上								
教 育 研 究 組 織	生活栄養学科		1995年4月1日		同上								
	人間関係学科		1995年4月1日		同上								
	国際コミュニケーション学科		2012年4月1日		同上								
	人間看護学部人間看護学科		2003年4月1日		同上								
	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所 在 地					備 考			
	環境科学研究科環境動態学専攻(M)		1999年4月1日		同上								
	環境計画学専攻(M)		1999年4月1日		同上								
	環境動態学専攻(D)		2001年4月1日		同上								
	環境計画学専攻(D)		2001年4月1日		同上								
	工学研究科材料科学専攻(M)		1999年4月1日		同上								
大 学 院 課 程	機械システム工学専攻(M)		1999年4月1日		同上								
	電子システム工学専攻(M)		2012年4月1日		同上								
	先端工学専攻(D)		2001年4月1日		同上								
	人間文化学研究科地域文化学専攻(M)		1999年4月1日		同上								
	生活文化学専攻(M)		1999年4月1日		同上								
	地域文化学専攻(D)		2001年4月1日		同上								
	生活文化学専攻(D)		2001年4月1日		同上								
	人間看護学研究科人間看護学専攻(M)		2007年4月1日		同上								
	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所 在 地					備 考			
	専 門 職 學 位 課 程	別科・専攻科・附置研究所等の名称		開設年月日		所 在 地					備 考		
全学共通教育推進機構		2009年4月1日		滋賀県彦根市八坂町2500									
産学連携センター		2009年4月1日		同上									
ガラス工学研究センター		2007年4月1日		同上									
地域共生センター		2013年4月1日		滋賀県彦根市八坂町3210-1									
地域ひと・モノ・未来情報研究センター		2017年4月3日		滋賀県彦根市八坂町2500									
学生募集停止中の学部・研究科等													
学 士 課 程		学部・学科等の名称		専 任 教 員 等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備 考
				教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数			
		環境科学部環境生態学科		5 人	5 人	4 人	人	14 人	8 人	4 人	人	人	9.0 人
	環境政策・計画学科		5	4	3		12	8	4			14.7	
	環境建築デザイン学科		5	5	4		14	8	4			15.3	
	生物資源管理学科		6	6	6		18	8	4			13.7	
	工学部材料科学科		6	6	4		16	8	4			14.0	
	機械システム工学科		7	6	3		16	8	4			13.4	
	電子システム工学科		6	6	4		16	8	4			13.4	
	人間文化学部地域文化学科		7	4	2		13	6	3			20.1	
	生活デザイン学科		4	2	2		8	6	3			16.8	
	生活栄養学科		4	6	3		13	6	3			9.8	
	人間関係学科		4	3	2		9	6	3			14.9	
	国際コミュニケーション学科		5	5	2		12	6	3			17.5	
	人間看護学部人間看護学科		11	9	14		34	12	6	2		8.2	
	その他の組織等		1	2	4		7	0	0		3	12.1	
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	25	13	—	—	—	
	計		76 人	69 人	57 人	0 人	202 人	123 人	62 人	2 人	3 人	人	

教員組織	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員						助手	非常勤教員	備考						
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計							
大学院課程	環境科学研究科環境動態学専攻(M)	27人	11人	2人	29人	4人	3人	2人	6人	人						
	環境計画学専攻(M)	27	10	1	28	4	3	2	6							
	環境動態学専攻(D)	15	11	12	27	4	3	4	8							
	環境計画学専攻(D)	18	10	9	27	4	3	4	8							
	工学研究科材料科学専攻(M)	15	5	0	15	4	3	3	7							
	機械システム工学専攻(M)	12	5	3	15	4	3	3	7							
	電子システム工学専攻(M)	13	6	3	16	4	3	3	7							
	先端工学専攻(D)	21	16	18	39	4	3	3	7							
	人間文化学研究科地域文化学専攻(M)	18	10	3	21	3	2	2	5							
	生活文化学専攻(M)	22	12	6	28	4	3	2	6							
	地域文化学専攻(D)	7	6	11	18	3	2	2	5							
	生活文化学専攻(D)	14	11	9	23	4	3	2	6							
	人間看護学研究科人間看護学専攻(M)	12	11	9	21	6	4	6	12							
	計	221	124	86	307	52	38	38	90	0 0						
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専任教員						助手	非常勤教員						
	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし教員数								
	人	人	人	人	人	人	人	人								
	計	0	0	0	0	0	0	0								
校地等	分		基準面積		専用		共用	共用する他の学校等の専用	計	備考						
	校舎敷地面積		—		272172 m ²		m ²	m ²	272,172 m ²							
	運動場用地		—		43620				43,620							
	校地面積計		24200 m ²		315,792		0	0	315,792							
	その他		—		5022				5,022							
	分		基準面積		専用		共用	共用する他の学校等の専用	計							
	校舍面積計		25353.2 m ²		65060 m ²		m ²	m ²	65060 m ²							
	学部・研究科等の名称				室数											
	環境科学部・環境科学研究科				58室											
	工学部・工学研究科				62											
校舎等	人間文化学部・人間文化学研究科				59											
	人間看護学部・人間看護学研究科				39											
	全学共通教育推進機構				4											
	地域共生センター				2											
	地域ひと・モノ・未来情報研究センター				1											
	教室等施設		講義室		演習室		実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設							
施設・設備等	49室		77室		176室		4室	2室								
	サテライトキャンパス等															
	図書館等の名称		面積		閲覧座席数											
	図書情報センター		5,686 m ²		227席											
図書館・図書資料等	図書館等の名称		図書[うち外国書]		学術雑誌[うち外国書]		電子ジャーナル[うち国外]									
	図書情報センター		412,521 [67,608] 冊		3,825 [813] 種		1,711 [63] 種									
	計		412,521 [67,608]		3,825 [813]		1,711 [63]									
体育館	面積															
	体育館		4137 m ²													

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2 以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記 2 に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(○○)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「一」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第 1 条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第 1 3 条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第 9 条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第 9 条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に關し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第 1 条及び第 2 条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に關し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第 2 条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び 1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第 1 項及び同第 2 項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員 1 人あたりの在籍学生数」の欄には、様式 2 の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第 3 9 条第 1 項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第 2 0 号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共に用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第 3 7 条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第 1 0 条の校舎等の施設の面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して 1 室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(2022年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備考
環境科学部	環境生態学科	志願者数	138	187	148	152	179		
		合格者数	40	37	41	37	41		
		入学者数	32	30	35	29	30		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	107%	100%	117%	97%	100%		
		在籍学生数	130	126	128	124	126		
	環境政策・計画学科	収容定員	120	120	120	120	120		
		収容定員充足率	108%	105%	107%	103%	105%		
		志願者数	168	209	149	275	171		
		合格者数	49	49	56	50	53		
	環境建築デザイン学科	入学者数	43	39	39	44	40		
		入学定員	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率	108%	98%	98%	110%	100%		
		在籍学生数	170	170	169	168	176		
		収容定員	160	160	160	160	160		
		収容定員充足率	106%	106%	106%	105%	110%		
工学部	生物資源管理学科	志願者数	263	224	214	216	272		
		合格者数	65	61	56	58	58		
		入学者数	53	53	51	53	52		
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	106%	106%	102%	106%	104%		
		在籍学生数	215	224	218	216	214		
	電子システム工学科	収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	108%	112%	109%	108%	107%		
		志願者数	264	331	323	205	334		
		合格者数	78	88	77	73	85		
	材料科学科	入学者数	61	60	62	61	64		
		入学定員	60	60	60	60	60		
		入学定員充足率	102%	100%	103%	102%	107%		
		在籍学生数	272	265	258	245	247		
		収容定員	240	240	240	240	240		
		収容定員充足率	113%	110%	108%	102%	103%		
人間文化学部	地域文化学科	志願者数	243	217	234	196	216		
		合格者数	73	66	74	70	66		
		入学者数	55	57	51	54	55		
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	110%	114%	102%	108%	110%		
		在籍学生数	218	221	221	227	224		
	生活デザイン学科	収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	109%	111%	111%	114%	112%		
		志願者数	266	249	358	247	262		
		合格者数	67	65	65	63	66		
	生活栄養学科	入学者数	50	55	50	54	53		
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	100%	110%	100%	108%	106%		
		在籍学生数	215	216	215	216	215		
		収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	108%	108%	108%	108%	108%		
国際コミュニケーション学科	人間関係学科	志願者数	349	279	284	257	287		
		合格者数	70	67	64	64	58		
		入学者数	52	58	50	51	48		
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	104%	116%	100%	102%	96%		
		在籍学生数	213	224	227	220	215		
	国際コミュニケーション学科	収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	107%	112%	114%	110%	108%		
		志願者数	360	299	332	293	277		
		合格者数	80	76	82	83	74		
	地域文化学科	入学者数	61	62	67	61	60		
		入学定員	60	60	60	60	60		
		入学定員充足率	102%	103%	112%	102%	100%		
		在籍学生数	249	250	261	259	261		
		収容定員	240	240	240	240	240		
		収容定員充足率	104%	104%	109%	108%	109%		
人間文化学部	生活デザイン学科	志願者数	157	167	183	163	189		
		合格者数	34	35	34	33	34		
		入学者数	32	35	31	32	34		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	107%	117%	103%	107%	113%		
		在籍学生数	127	130	131	134	134		
	生活栄養学科	収容定員	120	120	120	120	120		
		収容定員充足率	106%	108%	109%	112%	112%		
		志願者数	261	212	192	150	148		
		合格者数	39	38	25	36	34		
	生活栄養学科	入学者数	30	34	32	31	31		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	100%	113%	107%	103%	103%		
		在籍学生数	124	127	128	125	128		
		収容定員	120	120	120	120	120		
		収容定員充足率	103%	106%	107%	104%	107%		
国際コミュニケーション学科	人間関係学科	志願者数	188	296	211	264	195		
		合格者数	37	35	38	42	35		
		入学者数	30	31	33	35	31		
		入学定員	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率	100%	103%	110%	117%	103%		
		在籍学生数	121	124	126	135	134		
	国際コミュニケーション学科	収容定員	120	120	120	120	120		
		収容定員充足率	101%	103%	105%	113%	112%		
		志願者数	297	324	341	224	208		
		合格者数	64	62	57	59	64		
	国際コミュニケーション学科	入学者数	50	54	54	50	49		
		入学定員	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率	100%	108%	108%	100%	98%		
		在籍学生数	216	219	227	217	210		
		収容定員	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率	108%	110%	114%	109%	105%		

人間 看護 学部	人間看護学 科	志願者数	303	333	276	389	296	101%	
		合格者数	75	72	73	72	74		
		入学者数	73	71	70	70	70		
		入学定員	70	70	70	70	70		
		入学定員充足率	104%	101%	100%	100%	100%		
		在籍学生数	287	289	298	298	296		
		収容定員	300	300	300	300	300		
		収容定員充足率	96%	96%	99%	99%	99%		
学部合計		志願者数	3,257	3,327	3,245	3,031	3,034	104%	
		合格者数	771	751	752	740	742		
		入学者数	622	639	625	625	617		
		入学定員	600	600	600	600	600		
		入学定員充足率	104%	107%	104%	104%	103%		
		在籍学生数	2,557	2,585	2,607	2,584	2,580		
		収容定員	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420		
		収容定員充足率	106%	107%	108%	107%	107%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	備考
環境科学部	環境生態学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	0					
		入学定員(3年次)	若干名					
	環境政策・計画学科	入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
	環境建築デザイン学科	入学者数(3年次)				1	1	
		入学定員(3年次)				若干名	若干名	
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
工学部	生物資源管理学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)		若干名	若干名	若干名	若干名	
	材料科学科	入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
	機械システム工学科	入学者数(3年次)	0	1	0	2	0	
		入学定員(3年次)	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
人間文化学部	電子システム工学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)		若干名	若干名	若干名	若干名	
	地域文化学科	入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
	生活デザイン学科	入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
人間 看護 学部	人間関係学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
	国際コミュニケーション学科	入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
	人間看護学科	入学者数(3年次)	1	5	5	4	8	
		入学定員(3年次)	10	10	10	10	10	
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	5	12	11	13	16	
		入学定員(3年次)	10	10	10	10	10	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備考
環境科学研究科	環境動態学専攻(M)	志願者数	29	19	28	23	20		
		合格者数	19	14	25	19	18		
		入学者数	17	12	20	15	15		
		入学定員	18	18	18	18	18		
		入学定員充足率	94%	67%	111%	83%	83%	88%	
		在籍学生数	36	31	30	35	31		
	環境計画学専攻(M)	收容定員	36	36	36	36	36		
		收容定員充足率	100%	86%	83%	97%	86%		
		志願者数	20	19	34	23	37		
		合格者数	19	18	30	18	29		
	環境動態学専攻(D)	入学者数	18	17	26	18	28		
		入学定員	18	18	18	18	18	119%	
		入学定員充足率	100%	94%	144%	100%	156%		
		在籍学生数	37	36	47	52	57		
		收容定員	36	36	36	36	36		
		收容定員充足率	103%	100%	131%	144%	158%		
工学研究科	材料科学専攻	志願者数	3	5	4	2	3		
		合格者数	3	5	4	2	3		
		入学者数	3	4	4	2	3		
		入学定員	3	3	3	3	3	107%	
		入学定員充足率	100%	133%	133%	67%	100%		
		在籍学生数	7	10	11	12	14		
	機械システム工学専攻	收容定員	9	9	9	9	9		
		收容定員充足率	78%	111%	122%	133%	156%		
		志願者数	2	0	1	1	3		
		合格者数	2	0	1	1	3		
	電子システム工学専攻	入学者数	2	0	1	1	3		
		入学定員	2	2	2	2	2	70%	
		入学定員充足率	100%	0%	50%	50%	150%		
		在籍学生数	6	5	6	5	7		
		收容定員	6	6	6	6	6		
		收容定員充足率	100%	83%	100%	83%	117%		
人間文化研究科	地域文化学専攻(M)	志願者数	25	21	19	27	33		
		合格者数	23	19	18	23	21		
		入学者数	21	18	18	18	18	103%	
		入学定員	18	18	18	18	18		
		入学定員充足率	117%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数	38	39	36	38	37		
	生活文化学専攻(M)	收容定員	36	36	36	36	36		
		收容定員充足率	106%	108%	100%	106%	103%		
		志願者数	25	28	23	26	26		
		合格者数	22	22	21	19	22		
	地域文化学専攻(D)	入学者数	20	21	21	17	22		
		入学定員	18	18	18	18	18	112%	
		入学定員充足率	111%	111%	117%	94%	122%		
		在籍学生数	40	41	42	38	39		
		收容定員	36	36	36	36	36		
		收容定員充足率	111%	114%	117%	106%	108%		
人間文化研究科	先端工学専攻	志願者数	20	27	15	27	29		
		合格者数	17	23	15	22	24		
		入学者数	17	22	15	20	22	107%	
		入学定員	18	18	18	18	18		
		入学定員充足率	94%	122%	83%	111%	122%		
		在籍学生数	43	40	37	36	44		
	電子システム工学専攻	收容定員	36	36	36	36	36		
		收容定員充足率	119%	111%	103%	100%	122%		
		志願者数	4	2	4	0	1		
		合格者数	4	2	4	0	1		
	先端工学専攻	入学者数	4	2	4	0	1	73%	
		入学定員	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率	133%	67%	133%	0%	33%		
		在籍学生数	7	8	9	6	5		
	地域文化学専攻(D)	收容定員	9	9	9	9	9		
		收容定員充足率	78%	89%	100%	67%	56%		
		志願者数	11	14	4	2	4		
		合格者数	8	6	3	2	3	42%	
人間文化研究科	地域文化学専攻(M)	入学者数	6	6	2	2	3		
		入学定員	9	9	9	9	9		
		入学定員充足率	67%	67%	22%	22%	33%		
		在籍学生数	11	13	9	5	7		
		收容定員	18	18	18	18	18		
		收容定員充足率	61%	72%	50%	28%	39%		
	生活文化学専攻(M)	志願者数	11	7	10	12	13		
		合格者数	8	6	9	8	11	120%	
		入学者数	8	6	9	8	11		
		入学定員	7	7	7	7	7		
	地域文化学専攻(D)	入学定員充足率	114%	86%	129%	114%	157%		
		在籍学生数	14	17	17	18	17		
		收容定員	14	14	14	14	14		
		收容定員充足率	100%	121%	121%	129%	121%		
人間文化研究科	生活文化学専攻(D)	志願者数	2	2	3	0	0		
		合格者数	2	2	3	0	0		
		入学者数	2	2	3	0	0		
		入学定員	3	3	3	3	3	47%	
	地域文化学専攻(D)	入学定員充足率	67%	67%	100%	0%	0%		
		在籍学生数	5	5	8	8	6		
		收容定員	9	9	9	9	9		
		收容定員充足率	56%	56%	89%	89%	67%		
	生活文化学専攻(D)	志願者数	1	1	1	4	1		
		合格者数	1	1	0	3	1		
		入学者数	1	1	0	3	1		
		入学定員	2	2	2	2	2	60%	
	地域文化学専攻(D)	入学定員充足率	50%	50%	0%	150%	50%		
		在籍学生数	5	5	4	6	7		
		收容定員	6	6	6	6	6		
		收容定員充足率	83%	83%	67%	100%	117%		

人間 看護 学 研究 科	人間看護学 専攻(M)	志願者数	6	10	4	16	13	100%	
		合格者数	6	9	4	11	12		
		入学者数	6	9	4	10	11		
		入学定員	8	8	8	8	8		
		入学定員充足率	75%	113%	50%	125%	138%		
		在籍学生数	19	18	18	18	24		
		収容定員	16	16	16	16	16		
		収容定員充足率	119%	113%	113%	113%	150%		
研究 科 合 計	研究 科 合 計	志願者数	159	155	150	163	183	98%	
		合格者数	134	127	137	128	148		
		入学者数	125	120	127	114	138		
		入学定員	127	127	127	127	127		
		入学定員充足率	98%	94%	100%	90%	109%		
		在籍学生数	268	268	274	277	295		
		収容定員	267	267	267	267	267		
		収容定員充足率	100%	100%	103%	104%	110%		